

平成30年2月28日招集

平成30年 第1回

とまち広域消防事務組合議会（定例会）

とまち広域消防事務組合議会事務局

目 次

議案第 1 号	専決処分の報告並びに承認について（平成 29 年度とかち 広域消防事務組合一般会計補正予算（第 4 号）） -----	1
議案第 2 号	専決処分の報告並びに承認について（損害賠償の額の決 定について） -----	5
議案第 3 号	平成 29 年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算 （第 5 号） -----	6
議案第 4 号	平成 30 年度とかち広域消防事務組合一般会計予算 -----	23
議案第 5 号	とかち広域消防事務組合職員給与条例制定について -----	27
議案第 6 号	とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正に ついて -----	48
議案第 7 号	とかち広域消防事務組合消防手数料条例の一部改正につ いて -----	49
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） -----	60

議案第1号

専決処分の報告並びに承認について

平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したのでこれを報告し承認を求める。

平成30年2月28日提出

とかち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

専決処分書

平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月27日

とかち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第4号）

平成29年度とかち広域消防事務組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,807,997千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 分担金及び負担金		5,755,386	540	5,755,926
	5. 分担金	5,755,386	540	5,755,926
歳入合計		5,807,457	540	5,807,997

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 消防費		550,201	540	550,741
	5. 消防費	550,201	540	550,741
歳出合計		5,807,457	540	5,807,997

(説明)

1. 池田消防署費540千円を追加する。
2. 消防分担金540千円を追加する。

平成29年度 とかち広域消防事務組合一般会計補正予算事項別明細書（第4号）

（歳入）

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明																																																																																																																																						
						区	分			金	額																																																																																																																																				
5	分	担金及び負担金	5,755,386	540	5,755,926																																																																																																																																										
5	分	担金	5,755,386	540	5,755,926																																																																																																																																										
5	分	消防分担金	5,755,386	540	5,755,926	5	消防分担金	540																																																																																																																																							
						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th colspan="5">消防分担金</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">共通経費</th> <th colspan="3">個別経費</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>帯広市</td><td>296,478</td><td>1,334,183</td><td></td><td>1,334,183</td><td>1,630,661</td></tr> <tr><td>音更町</td><td>62,811</td><td>437,092</td><td></td><td>437,092</td><td>499,903</td></tr> <tr><td>士幌町</td><td>15,437</td><td>156,158</td><td></td><td>156,158</td><td>171,595</td></tr> <tr><td>上士幌町</td><td>14,668</td><td>155,873</td><td></td><td>155,873</td><td>170,541</td></tr> <tr><td>鹿追町</td><td>14,405</td><td>145,364</td><td></td><td>145,364</td><td>159,769</td></tr> <tr><td>新得町</td><td>16,823</td><td>163,123</td><td></td><td>163,123</td><td>179,946</td></tr> <tr><td>清水町</td><td>21,068</td><td>289,457</td><td></td><td>289,457</td><td>310,525</td></tr> <tr><td>芽室町</td><td>31,661</td><td>263,017</td><td></td><td>263,017</td><td>294,678</td></tr> <tr><td>中札内村</td><td>12,264</td><td>123,959</td><td></td><td>123,959</td><td>136,223</td></tr> <tr><td>更別村</td><td>11,282</td><td>176,643</td><td></td><td>176,643</td><td>187,925</td></tr> <tr><td>大樹町</td><td>14,718</td><td>166,484</td><td></td><td>166,484</td><td>181,202</td></tr> <tr><td>広尾町</td><td>18,127</td><td>223,925</td><td></td><td>223,925</td><td>242,052</td></tr> <tr><td>幕別町</td><td>44,693</td><td>466,120</td><td></td><td>466,120</td><td>510,813</td></tr> <tr><td>池田町</td><td>17,610</td><td>167,526</td><td>540</td><td>168,066</td><td>185,676</td></tr> <tr><td>豊頃町</td><td>12,916</td><td>149,162</td><td></td><td>149,162</td><td>162,078</td></tr> <tr><td>本別町</td><td>16,638</td><td>170,652</td><td></td><td>170,652</td><td>187,290</td></tr> <tr><td>足寄町</td><td>18,032</td><td>196,142</td><td></td><td>196,142</td><td>214,174</td></tr> <tr><td>陸別町</td><td>10,656</td><td>135,454</td><td></td><td>135,454</td><td>146,110</td></tr> <tr><td>浦幌町</td><td>17,614</td><td>167,151</td><td></td><td>167,151</td><td>184,765</td></tr> <tr><td>合計</td><td>667,901</td><td>5,087,485</td><td>540</td><td>5,088,025</td><td>5,755,926</td></tr> </tbody> </table>				市町村名	消防分担金					共通経費	個別経費			合計	補正前の額	補正額	計	帯広市	296,478	1,334,183		1,334,183	1,630,661	音更町	62,811	437,092		437,092	499,903	士幌町	15,437	156,158		156,158	171,595	上士幌町	14,668	155,873		155,873	170,541	鹿追町	14,405	145,364		145,364	159,769	新得町	16,823	163,123		163,123	179,946	清水町	21,068	289,457		289,457	310,525	芽室町	31,661	263,017		263,017	294,678	中札内村	12,264	123,959		123,959	136,223	更別村	11,282	176,643		176,643	187,925	大樹町	14,718	166,484		166,484	181,202	広尾町	18,127	223,925		223,925	242,052	幕別町	44,693	466,120		466,120	510,813	池田町	17,610	167,526	540	168,066	185,676	豊頃町	12,916	149,162		149,162	162,078	本別町	16,638	170,652		170,652	187,290	足寄町	18,032	196,142		196,142	214,174	陸別町	10,656	135,454		135,454	146,110	浦幌町	17,614	167,151		167,151	184,765	合計	667,901	5,087,485	540	5,088,025	5,755,926
市町村名	消防分担金																																																																																																																																														
	共通経費	個別経費			合計																																																																																																																																										
		補正前の額	補正額	計																																																																																																																																											
帯広市	296,478	1,334,183		1,334,183	1,630,661																																																																																																																																										
音更町	62,811	437,092		437,092	499,903																																																																																																																																										
士幌町	15,437	156,158		156,158	171,595																																																																																																																																										
上士幌町	14,668	155,873		155,873	170,541																																																																																																																																										
鹿追町	14,405	145,364		145,364	159,769																																																																																																																																										
新得町	16,823	163,123		163,123	179,946																																																																																																																																										
清水町	21,068	289,457		289,457	310,525																																																																																																																																										
芽室町	31,661	263,017		263,017	294,678																																																																																																																																										
中札内村	12,264	123,959		123,959	136,223																																																																																																																																										
更別村	11,282	176,643		176,643	187,925																																																																																																																																										
大樹町	14,718	166,484		166,484	181,202																																																																																																																																										
広尾町	18,127	223,925		223,925	242,052																																																																																																																																										
幕別町	44,693	466,120		466,120	510,813																																																																																																																																										
池田町	17,610	167,526	540	168,066	185,676																																																																																																																																										
豊頃町	12,916	149,162		149,162	162,078																																																																																																																																										
本別町	16,638	170,652		170,652	187,290																																																																																																																																										
足寄町	18,032	196,142		196,142	214,174																																																																																																																																										
陸別町	10,656	135,454		135,454	146,110																																																																																																																																										
浦幌町	17,614	167,151		167,151	184,765																																																																																																																																										
合計	667,901	5,087,485	540	5,088,025	5,755,926																																																																																																																																										
歳入合計			5,807,457	540	5,807,997																																																																																																																																										

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
						特定財源			一般財源	区分		金額		
						国道支出金	地方債	その他						
15	消	防	費	550,201	540	550,741				540				
	5	消	防	費	550,201	540	550,741				540			
		28	池田消防署費	21,009	540	21,549				540	13 委託料	540	弁護士委託	540
歳出合計			5,807,457	540	5,807,997					540				

議案第 2 号

専決処分の報告並びに承認について

損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したのでこれを報告し承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

とかち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

専決処分書

損害賠償の額の決定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 1 月 26 日

とかち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

損害賠償の額の決定について

組合は、次により損害を賠償するものとする。

1 理由

平成 29 年 12 月 25 日午前 7 時 49 分頃、河東郡音更町木野大通東 10 丁目 2 番地 5 いちまるルーキー店において、救急業務中の組合の消防職員が、傷病者をストレッチャーに収容し店内を搬送していたところ、商品陳列台側面のガラスにストレッチャーが接触し、相手方に物的損害が生じたので、その損害を賠償するものである。

2 損害賠償額

金 72,360 円

3 損害賠償の相手方

札幌市中央区北 8 条西 21 丁目 1 番 10 号

マックスバリュ北海道株式会社

代表取締役社長 出戸 信成

4 損害賠償の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、商品陳列台修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。

(説明)

損害賠償の額の決定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めようとするものである。

平成29年度とかち広域消防事務組合一般会計補正予算（第5号）

平成29年度とかち広域消防事務組合の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,841,819千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月28日提出

とかち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 分担金及び負担金		5,755,926	10,396	5,766,322
	5. 分担金	5,755,926	10,396	5,766,322
10. 使用料及び手数料		1,686	859	2,545
	10. 手数料	1,685	859	2,544
23 寄附金			100	100
	5. 寄附金		100	100
25. 繰越金		4,983	26,428	31,411
	5. 繰越金	4,983	26,428	31,411
30. 諸収入		32,583	△ 3,961	28,622
	10. 雑入	32,546	△ 3,961	28,585
歳 入 合 計		5,807,997	33,822	5,841,819

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 消防費		550,741	716	551,457
	5. 消防費	550,741	716	551,457
20. 消防施設費		125,121	395	125,516
	5. 消防施設費	125,121	395	125,516
25. 公債費		563	△ 44	519
	5. 公債費	563	△ 44	519
30. 職員費		5,109,931	32,755	5,142,686
	5. 職員給与関係費	5,109,931	32,755	5,142,686
歳 出 合 計		5,807,997	33,822	5,841,819

(説 明)

1. 土幌消防署費400千円、上土幌消防署費540千円、鹿追消防署費300千円、新得消防署費300千円、大樹消防署費480千円及び陸別消防署費1,002千円を追加し、音更消防署費651千円、芽室消防署費482千円、広尾消防署費1,013千円及び本別消防署費160千円を減額する。
2. 芽室消防施設費482千円を追加し、広尾消防施設費54千円及び本別消防施設費33千円を減額する。
3. 公債費44千円を減額する。
4. 職員給与費32,755千円を追加する。
5. 消防分担金10,396千円を追加する。
6. 消防手数料859千円を追加する。
7. 消防費寄附金100千円を追加する。
8. 繰越金26,428千円を追加する。
9. 雑入3,961千円を減額する。

平成29年度 とちぎ広域消防事務組合一般会計補正予算事項別明細書 (第5号)

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	節		説	明																																																																																																																																						
				区	分			金	額																																																																																																																																				
										項	目																																																																																																																																		
5分担金及び負担金	5,755,926	10,396	5,766,322																																																																																																																																										
5分 担 金	5,755,926	10,396	5,766,322																																																																																																																																										
5 消 防 分 担 金	5,755,926	10,396	5,766,322	5 消 防 分 担 金	10,396																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村名</th> <th colspan="5">消防分担金</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">共通経費</th> <th colspan="3">個別経費</th> <th rowspan="2">総計</th> </tr> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>帯 広 市</td><td>296,478</td><td>1,334,183</td><td></td><td>1,334,183</td><td>1,630,661</td></tr> <tr><td>音 更 町</td><td>62,811</td><td>437,092</td><td>1,000</td><td>438,092</td><td>500,903</td></tr> <tr><td>士 幌 町</td><td>15,437</td><td>156,158</td><td></td><td>156,158</td><td>171,595</td></tr> <tr><td>上 士 幌 町</td><td>14,668</td><td>155,873</td><td></td><td>155,873</td><td>170,541</td></tr> <tr><td>鹿 追 町</td><td>14,405</td><td>145,364</td><td></td><td>145,364</td><td>159,769</td></tr> <tr><td>新 得 町</td><td>16,823</td><td>163,123</td><td></td><td>163,123</td><td>179,946</td></tr> <tr><td>清 水 町</td><td>21,068</td><td>289,457</td><td></td><td>289,457</td><td>310,525</td></tr> <tr><td>芽 室 町</td><td>31,661</td><td>263,017</td><td>3,921</td><td>266,938</td><td>298,599</td></tr> <tr><td>中 札 内 村</td><td>12,264</td><td>123,959</td><td></td><td>123,959</td><td>136,223</td></tr> <tr><td>更 別 村</td><td>11,282</td><td>176,643</td><td></td><td>176,643</td><td>187,925</td></tr> <tr><td>大 樹 町</td><td>14,718</td><td>166,484</td><td></td><td>166,484</td><td>181,202</td></tr> <tr><td>広 尾 町</td><td>18,127</td><td>223,925</td><td></td><td>223,925</td><td>242,052</td></tr> <tr><td>幕 別 町</td><td>44,693</td><td>466,120</td><td>2,236</td><td>468,356</td><td>513,049</td></tr> <tr><td>池 田 町</td><td>17,610</td><td>168,066</td><td></td><td>168,066</td><td>185,676</td></tr> <tr><td>豊 頃 町</td><td>12,916</td><td>149,162</td><td></td><td>149,162</td><td>162,078</td></tr> <tr><td>本 別 町</td><td>16,638</td><td>170,652</td><td>3,239</td><td>173,891</td><td>190,529</td></tr> <tr><td>足 寄 町</td><td>18,032</td><td>196,142</td><td></td><td>196,142</td><td>214,174</td></tr> <tr><td>陸 別 町</td><td>10,656</td><td>135,454</td><td></td><td>135,454</td><td>146,110</td></tr> <tr><td>浦 幌 町</td><td>17,614</td><td>167,151</td><td></td><td>167,151</td><td>184,765</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>667,901</td><td>5,088,025</td><td>10,396</td><td>5,098,421</td><td>5,766,322</td></tr> </tbody> </table>								市町村名	消防分担金					共通経費	個別経費			総計	補正前の額	補正額	計	帯 広 市	296,478	1,334,183		1,334,183	1,630,661	音 更 町	62,811	437,092	1,000	438,092	500,903	士 幌 町	15,437	156,158		156,158	171,595	上 士 幌 町	14,668	155,873		155,873	170,541	鹿 追 町	14,405	145,364		145,364	159,769	新 得 町	16,823	163,123		163,123	179,946	清 水 町	21,068	289,457		289,457	310,525	芽 室 町	31,661	263,017	3,921	266,938	298,599	中 札 内 村	12,264	123,959		123,959	136,223	更 別 村	11,282	176,643		176,643	187,925	大 樹 町	14,718	166,484		166,484	181,202	広 尾 町	18,127	223,925		223,925	242,052	幕 別 町	44,693	466,120	2,236	468,356	513,049	池 田 町	17,610	168,066		168,066	185,676	豊 頃 町	12,916	149,162		149,162	162,078	本 別 町	16,638	170,652	3,239	173,891	190,529	足 寄 町	18,032	196,142		196,142	214,174	陸 別 町	10,656	135,454		135,454	146,110	浦 幌 町	17,614	167,151		167,151	184,765	合 計	667,901	5,088,025	10,396	5,098,421	5,766,322
市町村名	消防分担金																																																																																																																																												
	共通経費	個別経費			総計																																																																																																																																								
		補正前の額	補正額	計																																																																																																																																									
帯 広 市	296,478	1,334,183		1,334,183	1,630,661																																																																																																																																								
音 更 町	62,811	437,092	1,000	438,092	500,903																																																																																																																																								
士 幌 町	15,437	156,158		156,158	171,595																																																																																																																																								
上 士 幌 町	14,668	155,873		155,873	170,541																																																																																																																																								
鹿 追 町	14,405	145,364		145,364	159,769																																																																																																																																								
新 得 町	16,823	163,123		163,123	179,946																																																																																																																																								
清 水 町	21,068	289,457		289,457	310,525																																																																																																																																								
芽 室 町	31,661	263,017	3,921	266,938	298,599																																																																																																																																								
中 札 内 村	12,264	123,959		123,959	136,223																																																																																																																																								
更 別 村	11,282	176,643		176,643	187,925																																																																																																																																								
大 樹 町	14,718	166,484		166,484	181,202																																																																																																																																								
広 尾 町	18,127	223,925		223,925	242,052																																																																																																																																								
幕 別 町	44,693	466,120	2,236	468,356	513,049																																																																																																																																								
池 田 町	17,610	168,066		168,066	185,676																																																																																																																																								
豊 頃 町	12,916	149,162		149,162	162,078																																																																																																																																								
本 別 町	16,638	170,652	3,239	173,891	190,529																																																																																																																																								
足 寄 町	18,032	196,142		196,142	214,174																																																																																																																																								
陸 別 町	10,656	135,454		135,454	146,110																																																																																																																																								
浦 幌 町	17,614	167,151		167,151	184,765																																																																																																																																								
合 計	667,901	5,088,025	10,396	5,098,421	5,766,322																																																																																																																																								

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明																																																																											
						区	分			金	額																																																																									
												区	分	金	額																																																																					
10	使用料及び手数料		1,686	859	2,545																																																																															
10	手数料		1,685	859	2,544																																																																															
	5	消防手数料	1,685	859	2,544	5	消防手数料	859																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="3">危険物規制事務取扱手数料</th> </tr> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>帯広市</td><td>995</td><td></td><td>995</td></tr> <tr><td>音更町</td><td>100</td><td>226</td><td>326</td></tr> <tr><td>鹿追町</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>新得町</td><td>63</td><td></td><td>63</td></tr> <tr><td>清水町</td><td>30</td><td>87</td><td>117</td></tr> <tr><td>芽室町</td><td>300</td><td>27</td><td>327</td></tr> <tr><td>中札内村</td><td>1</td><td>48</td><td>49</td></tr> <tr><td>更別村</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>大樹町</td><td>1</td><td>4</td><td>5</td></tr> <tr><td>広尾町</td><td>71</td><td>170</td><td>241</td></tr> <tr><td>幕別町</td><td>50</td><td></td><td>50</td></tr> <tr><td>池田町</td><td>1</td><td>43</td><td>44</td></tr> <tr><td>豊頃町</td><td>10</td><td></td><td>10</td></tr> <tr><td>本別町</td><td></td><td>148</td><td>148</td></tr> <tr><td>足寄町</td><td>60</td><td>106</td><td>166</td></tr> <tr><td>浦幌町</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,685</td><td>859</td><td>2,544</td></tr> </tbody> </table>										市町村名	危険物規制事務取扱手数料			補正前の額	補正額	総計	帯広市	995		995	音更町	100	226	326	鹿追町	1		1	新得町	63		63	清水町	30	87	117	芽室町	300	27	327	中札内村	1	48	49	更別村	1		1	大樹町	1	4	5	広尾町	71	170	241	幕別町	50		50	池田町	1	43	44	豊頃町	10		10	本別町		148	148	足寄町	60	106	166	浦幌町	1		1	合計	1,685	859	2,544
市町村名	危険物規制事務取扱手数料																																																																																			
	補正前の額	補正額	総計																																																																																	
帯広市	995		995																																																																																	
音更町	100	226	326																																																																																	
鹿追町	1		1																																																																																	
新得町	63		63																																																																																	
清水町	30	87	117																																																																																	
芽室町	300	27	327																																																																																	
中札内村	1	48	49																																																																																	
更別村	1		1																																																																																	
大樹町	1	4	5																																																																																	
広尾町	71	170	241																																																																																	
幕別町	50		50																																																																																	
池田町	1	43	44																																																																																	
豊頃町	10		10																																																																																	
本別町		148	148																																																																																	
足寄町	60	106	166																																																																																	
浦幌町	1		1																																																																																	
合計	1,685	859	2,544																																																																																	
23	寄附金			100	100																																																																															
	5	寄附金		100	100																																																																															
	5	消防費寄附金		100	100	5	消防費	100	消防費寄附金(本別) 100																																																																											

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明		
						区	分			金	額
25	繰越金		4,983	26,428	31,411						
	5 繰越金		4,983	26,428	31,411						
	5 繰越金		4,983	26,428	31,411	5 前年度繰越金	26,428				

市町村名	前年度繰越金		
	補正前の額	補正額	総計
音更町	100	3,136	3,236
士幌町		1,717	1,717
上士幌町	10	974	984
鹿追町	300	1,650	1,950
新得町	500	943	1,443
清水町	1,392	1,908	3,300
芽室町	1,000	1,728	2,728
中札内村	200	571	771
更別村	100		100
大樹町	100	2,166	2,266
広尾町	381	936	1,317
幕別町		3,895	3,895
池田町	100	1,444	1,544
豊頃町	500	250	750
本別町		1,004	1,004
足寄町		2,201	2,201
陸別町		1,905	1,905
浦幌町	300		300
合計	4,983	26,428	31,411

(歳入)

(単位：千円)

款	項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明																																																															
					区	分		金	額																																																													
										区	分	金	額																																																									
30	諸収入	32,583	△ 3,961	28,622																																																																		
10	雑収入	32,546	△ 3,961	28,585																																																																		
	5 雑収入	32,546	△ 3,961	28,585	5 労働保険料	18																																																																
							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="3">雇用保険個人負担分</th> </tr> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帯広市</td> <td>16</td> <td></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>音更町</td> <td></td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>新得町</td> <td>9</td> <td></td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>芽室町</td> <td>16</td> <td></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41</td> <td>18</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	雇用保険個人負担分			補正前の額	補正額	総計	帯広市	16		16	音更町		18	18	新得町	9		9	芽室町	16		16	合計	41	18	59																																				
市町村名	雇用保険個人負担分																																																																					
	補正前の額	補正額	総計																																																																			
帯広市	16		16																																																																			
音更町		18	18																																																																			
新得町	9		9																																																																			
芽室町	16		16																																																																			
合計	41	18	59																																																																			
					10 その他	△ 3,979																																																																
							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th colspan="3">その他</th> </tr> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帯広市</td> <td>4,328</td> <td></td> <td>4,328</td> </tr> <tr> <td>音更町</td> <td>4,256</td> <td>△ 94</td> <td>4,162</td> </tr> <tr> <td>清水町</td> <td>4,470</td> <td>△ 726</td> <td>3,744</td> </tr> <tr> <td>芽室町</td> <td>4,469</td> <td>△ 744</td> <td>3,725</td> </tr> <tr> <td>更別村</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大樹町</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>広尾町</td> <td>1</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>池田町</td> <td>8,949</td> <td>△ 1,487</td> <td>7,462</td> </tr> <tr> <td>豊頃町</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>本別町</td> <td>2,681</td> <td>△ 446</td> <td>2,235</td> </tr> <tr> <td>足寄町</td> <td>2,681</td> <td>△ 442</td> <td>2,239</td> </tr> <tr> <td>陸別町</td> <td>667</td> <td>△ 94</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>浦幌町</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32,505</td> <td>△ 3,979</td> <td>28,526</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	その他			補正前の額	補正額	総計	帯広市	4,328		4,328	音更町	4,256	△ 94	4,162	清水町	4,470	△ 726	3,744	芽室町	4,469	△ 744	3,725	更別村	1		1	大樹町		4	4	広尾町	1	50	51	池田町	8,949	△ 1,487	7,462	豊頃町	1		1	本別町	2,681	△ 446	2,235	足寄町	2,681	△ 442	2,239	陸別町	667	△ 94	573	浦幌町	1		1	合計	32,505	△ 3,979	28,526
市町村名	その他																																																																					
	補正前の額	補正額	総計																																																																			
帯広市	4,328		4,328																																																																			
音更町	4,256	△ 94	4,162																																																																			
清水町	4,470	△ 726	3,744																																																																			
芽室町	4,469	△ 744	3,725																																																																			
更別村	1		1																																																																			
大樹町		4	4																																																																			
広尾町	1	50	51																																																																			
池田町	8,949	△ 1,487	7,462																																																																			
豊頃町	1		1																																																																			
本別町	2,681	△ 446	2,235																																																																			
足寄町	2,681	△ 442	2,239																																																																			
陸別町	667	△ 94	573																																																																			
浦幌町	1		1																																																																			
合計	32,505	△ 3,979	28,526																																																																			
歳入合計		5,807,997	33,822	5,841,819																																																																		

(歳出)

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明				
						特定財源			一般財源	区分		金額			
						国道支出金	地方債	その他							
15	消	防	費	550,741	716	551,457			351	365					
5	消	防	費	550,741	716	551,457			351	365					
	16	音更	消防署費	40,124	△ 651	39,473				△ 651	9	旅費	△ 564	消防学校関係旅費 △ 167 その他旅費 △ 397	
											16	原材料費	△ 87	材料費 △ 87	
	17	士幌	消防署費	17,904	400	18,304				400	11	需用費	400	燃料費 400	
	18	上士幌	消防署費	12,881	540	13,421				540	11	需用費	540	燃料費 540	
	19	鹿追	消防署費	13,758	300	14,058				300	11	需用費	300	燃料費 300	
	20	新得	消防署費	12,762	300	13,062				300	11	需用費	300	燃料費 300	
	22	芽室	消防署費	31,073	△ 482	30,591				27	△ 509	8	報償費	△ 8	報償費 △ 8
											27	12	役務費	△ 226	通信運搬費 △ 167 手数料 △ 58 保険料 △ 1
												13	委託料	△ 19	庁舎管理等業務委託 △ 19
												18	備品購入費	△ 107	庁用器具費 △ 107
												19	負担金補助 及び交付金	△ 122	負担金 △ 122
	25	大樹	消防署費	14,236	480	14,716				4	476	11	需用費	480	燃料費 450 光熱水費 30
	26	広尾	消防署費	19,302	△ 1,013	18,289				220	△ 1,233	9	旅費	△ 152	消防学校関係旅費 △ 132 その他旅費 △ 20
												11	需用費	△ 338	燃料費 △ 116 印刷製本費 △ 26 光熱水費 △ 185 医薬材料費 △ 11
												12	役務費	△ 162	通信運搬費 △ 122 手数料 △ 40

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国道支出金	地方債	その他					
									13 委託料	△ 188	庁舎管理等業務委託 職員健康診断等業務委託	△ 54 △ 134	
									14 使用料 及び賃借料	△ 107	複写機等賃借料 放送受信料	△ 103 △ 4	
									18 備品購入費	△ 16	機械器具費	△ 16	
									19 負担金補助 及び交付金	△ 50	負担金	△ 50	
	30 本別消防署費		13,419	△ 160	13,259			100	△ 260	9 旅費	△ 194	消防学校関係旅費	△ 194
								寄附金		13 委託料	△ 27	職員健康診断等業務委託	△ 27
								100		18 備品購入費	95	庁用器具費 機械器具費	100 △ 5
										19 負担金補助 及び交付金	△ 34	負担金	△ 34
	32 陸別消防署費		17,385	1,002	18,387				1,002	11 需用費	546	消耗品費 燃料費 光熱水費	77 309 160
										14 使用料 及び賃借料	56	複写機等賃借料	56
										18 備品購入費	400	庁用器具費	400
	20 消防施設費		125,121	395	125,516				395				
	5 消防施設費		125,121	395	125,516				395				
	22 茅室消防施設費		5,974	482	6,456				482	18 備品購入費	482	機械器具費	482
	26 広尾消防施設費		35,429	△ 54	35,375				△ 54	18 備品購入費	△ 54	高規格救急自動車購入費	△ 54
	30 本別消防施設費		3,879	△ 33	3,846				△ 33	18 備品購入費	△ 33	半自動除細動器購入費	△ 33
	25 公債費		563	△ 44	519				△ 44				
	5 公債費		563	△ 44	519				△ 44				
	10 利子		563	△ 44	519				△ 44	23 償還金利子 及び割引料	△ 44	償還金利子(広尾)	△ 44

(歳出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
30 職員費	5,109,931	32,755	5,142,686			△ 3,353	36,108			
5 職員給与関係費	5,109,931	32,755	5,142,686			△ 3,353	36,108			
5 職員給与費	5,109,931	32,755	5,142,686			△ 3,353	36,108	2 給料	3,572	
						手数料 658				
						雑入 △ 4,011				
									給料 3,572	

	補正前の額	補正額	総計
共通	106,445		106,445
帯広	32,304		32,304
音更	176,910	491	177,401
士幌	57,630	449	58,079
上士幌	60,070		60,070
鹿追	56,954	550	57,504
新得	65,548	△ 500	65,048
清水	112,614	225	112,839
芽室	93,185	708	93,893
中札内	51,795	135	51,930
更別	53,771		53,771
大樹	70,183		70,183
広尾	83,629	316	83,945
幕別	183,222	424	183,646
池田	67,004		67,004
豊頃	58,216	40	58,256
本別	67,227	316	67,543
足寄	74,446	293	74,739
陸別	49,461	125	49,586
浦幌	66,100		66,100
合計	1,586,714	3,572	1,590,286

(歳出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明																																																																																								
				特定財源				区	分		金	額																																																																																						
				国道支出金	地方債	その他																																																																																												
								3 職員手当等	12,104	職員手当等 12,104																																																																																								
										<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>共通</td><td>76,239</td><td>801</td><td>77,040</td></tr> <tr><td>帯広</td><td>25,966</td><td></td><td>25,966</td></tr> <tr><td>音更</td><td>161,714</td><td>1,183</td><td>162,897</td></tr> <tr><td>士幌</td><td>57,948</td><td></td><td>57,948</td></tr> <tr><td>上士幌</td><td>61,344</td><td></td><td>61,344</td></tr> <tr><td>鹿追</td><td>54,867</td><td></td><td>54,867</td></tr> <tr><td>新得</td><td>59,660</td><td>658</td><td>60,318</td></tr> <tr><td>清水</td><td>109,952</td><td>△ 918</td><td>109,034</td></tr> <tr><td>芽室</td><td>102,552</td><td></td><td>102,552</td></tr> <tr><td>中札内</td><td>44,652</td><td>564</td><td>45,216</td></tr> <tr><td>更別</td><td>48,403</td><td></td><td>48,403</td></tr> <tr><td>大樹</td><td>57,865</td><td>1,694</td><td>59,559</td></tr> <tr><td>広尾</td><td>68,153</td><td>1,674</td><td>69,827</td></tr> <tr><td>幕別</td><td>186,109</td><td>3,031</td><td>189,140</td></tr> <tr><td>池田</td><td>62,492</td><td></td><td>62,492</td></tr> <tr><td>豊頃</td><td>54,330</td><td>△ 340</td><td>53,990</td></tr> <tr><td>本別</td><td>65,162</td><td>2,624</td><td>67,786</td></tr> <tr><td>足寄</td><td>73,331</td><td>449</td><td>73,780</td></tr> <tr><td>陸別</td><td>47,500</td><td>684</td><td>48,184</td></tr> <tr><td>浦幌</td><td>53,489</td><td></td><td>53,489</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,471,728</td><td>12,104</td><td>1,483,832</td></tr> </tbody> </table>		補正前の額	補正額	総計	共通	76,239	801	77,040	帯広	25,966		25,966	音更	161,714	1,183	162,897	士幌	57,948		57,948	上士幌	61,344		61,344	鹿追	54,867		54,867	新得	59,660	658	60,318	清水	109,952	△ 918	109,034	芽室	102,552		102,552	中札内	44,652	564	45,216	更別	48,403		48,403	大樹	57,865	1,694	59,559	広尾	68,153	1,674	69,827	幕別	186,109	3,031	189,140	池田	62,492		62,492	豊頃	54,330	△ 340	53,990	本別	65,162	2,624	67,786	足寄	73,331	449	73,780	陸別	47,500	684	48,184	浦幌	53,489		53,489	合計	1,471,728	12,104	1,483,832
	補正前の額	補正額	総計																																																																																															
共通	76,239	801	77,040																																																																																															
帯広	25,966		25,966																																																																																															
音更	161,714	1,183	162,897																																																																																															
士幌	57,948		57,948																																																																																															
上士幌	61,344		61,344																																																																																															
鹿追	54,867		54,867																																																																																															
新得	59,660	658	60,318																																																																																															
清水	109,952	△ 918	109,034																																																																																															
芽室	102,552		102,552																																																																																															
中札内	44,652	564	45,216																																																																																															
更別	48,403		48,403																																																																																															
大樹	57,865	1,694	59,559																																																																																															
広尾	68,153	1,674	69,827																																																																																															
幕別	186,109	3,031	189,140																																																																																															
池田	62,492		62,492																																																																																															
豊頃	54,330	△ 340	53,990																																																																																															
本別	65,162	2,624	67,786																																																																																															
足寄	73,331	449	73,780																																																																																															
陸別	47,500	684	48,184																																																																																															
浦幌	53,489		53,489																																																																																															
合計	1,471,728	12,104	1,483,832																																																																																															

(歳出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明																																																																																								
				特定財源				区	分		金額																																																																																							
				国道支出金	地方債	その他																																																																																												
								4 共 済 費	19,882	共済費 19,882																																																																																								
										<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>共 通</td><td>36,506</td><td>2,002</td><td>38,508</td></tr> <tr><td>帯 広</td><td>10,567</td><td></td><td>10,567</td></tr> <tr><td>音 更</td><td>59,778</td><td>3,263</td><td>63,041</td></tr> <tr><td>士 幌</td><td>19,919</td><td>868</td><td>20,787</td></tr> <tr><td>上士幌</td><td>21,329</td><td>434</td><td>21,763</td></tr> <tr><td>鹿 追</td><td>19,863</td><td>800</td><td>20,663</td></tr> <tr><td>新 得</td><td>22,709</td><td>485</td><td>23,194</td></tr> <tr><td>清 水</td><td>39,570</td><td>1,962</td><td>41,532</td></tr> <tr><td>芽 室</td><td>31,818</td><td>4,224</td><td>36,042</td></tr> <tr><td>中札内</td><td>17,362</td><td>△ 80</td><td>17,282</td></tr> <tr><td>更 別</td><td>18,376</td><td></td><td>18,376</td></tr> <tr><td>大 樹</td><td>24,061</td><td></td><td>24,061</td></tr> <tr><td>広 尾</td><td>27,919</td><td>277</td><td>28,196</td></tr> <tr><td>幕 別</td><td>66,182</td><td>2,676</td><td>68,858</td></tr> <tr><td>池 田</td><td>25,971</td><td></td><td>25,971</td></tr> <tr><td>豊 頃</td><td>20,179</td><td>550</td><td>20,729</td></tr> <tr><td>本 別</td><td>23,546</td><td>1,298</td><td>24,844</td></tr> <tr><td>足 寄</td><td>26,037</td><td>1,123</td><td>27,160</td></tr> <tr><td>陸 別</td><td>17,382</td><td></td><td>17,382</td></tr> <tr><td>浦 幌</td><td>22,673</td><td></td><td>22,673</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>551,747</td><td>19,882</td><td>571,629</td></tr> </tbody> </table>		補正前の額	補正額	総計	共 通	36,506	2,002	38,508	帯 広	10,567		10,567	音 更	59,778	3,263	63,041	士 幌	19,919	868	20,787	上士幌	21,329	434	21,763	鹿 追	19,863	800	20,663	新 得	22,709	485	23,194	清 水	39,570	1,962	41,532	芽 室	31,818	4,224	36,042	中札内	17,362	△ 80	17,282	更 別	18,376		18,376	大 樹	24,061		24,061	広 尾	27,919	277	28,196	幕 別	66,182	2,676	68,858	池 田	25,971		25,971	豊 頃	20,179	550	20,729	本 別	23,546	1,298	24,844	足 寄	26,037	1,123	27,160	陸 別	17,382		17,382	浦 幌	22,673		22,673	合 計	551,747	19,882	571,629
	補正前の額	補正額	総計																																																																																															
共 通	36,506	2,002	38,508																																																																																															
帯 広	10,567		10,567																																																																																															
音 更	59,778	3,263	63,041																																																																																															
士 幌	19,919	868	20,787																																																																																															
上士幌	21,329	434	21,763																																																																																															
鹿 追	19,863	800	20,663																																																																																															
新 得	22,709	485	23,194																																																																																															
清 水	39,570	1,962	41,532																																																																																															
芽 室	31,818	4,224	36,042																																																																																															
中札内	17,362	△ 80	17,282																																																																																															
更 別	18,376		18,376																																																																																															
大 樹	24,061		24,061																																																																																															
広 尾	27,919	277	28,196																																																																																															
幕 別	66,182	2,676	68,858																																																																																															
池 田	25,971		25,971																																																																																															
豊 頃	20,179	550	20,729																																																																																															
本 別	23,546	1,298	24,844																																																																																															
足 寄	26,037	1,123	27,160																																																																																															
陸 別	17,382		17,382																																																																																															
浦 幌	22,673		22,673																																																																																															
合 計	551,747	19,882	571,629																																																																																															

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明																													
				特定財源			一般財源	区分		金額																												
				国道支出金	地方債	その他																																
								19 負担金補助及び交付金	△ 2,803	負担金補助及び交付金	△ 2,803																											
										<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>322,024</td> <td>△ 2,803</td> <td>319,221</td> </tr> <tr> <td>帯広</td> <td>1,167,996</td> <td></td> <td>1,167,996</td> </tr> <tr> <td>音更</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>新得</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>芽室</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,490,027</td> <td>△ 2,803</td> <td>1,487,224</td> </tr> </tbody> </table>		補正前の額	補正額	総計	共通	322,024	△ 2,803	319,221	帯広	1,167,996		1,167,996	音更	2		2	新得	2		2	芽室	3		3	合計	1,490,027	△ 2,803	1,487,224
	補正前の額	補正額	総計																																			
共通	322,024	△ 2,803	319,221																																			
帯広	1,167,996		1,167,996																																			
音更	2		2																																			
新得	2		2																																			
芽室	3		3																																			
合計	1,490,027	△ 2,803	1,487,224																																			
歳出合計	5,807,997	33,822	5,841,819			△ 3,002	36,824																															

平成29年度 とかち広域消防事務組合
一般会計補正予算給与費明細書

1. 特別職

補正前に同じ

2. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費			共済費 (B)	合 計 (A+B)
		給 料	職員手当	計 (A)		
補正後	(1) 人 474	千円 1,590,286	千円 1,483,832	千円 3,074,118	千円 569,638	千円 3,643,756
補正前	(1) 474	1,586,714	1,471,728	3,058,442	549,756	3,608,198
比 較		3,572	12,104	15,676	19,882	35,558

※ () は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員数 (外書き)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 72,940	千円 85,559	千円 375,980	千円 254,649	千円 49,829	千円 35,527	千円 93,550	千円 30,317
	補正前	72,550	84,988	375,236	244,637	49,621	34,216	89,237	30,372
	比 較	390	571	744	10,012	208	1,311	4,313	△ 55
	区 分	夜間勤務手当	通勤手当	休日勤務手当	地域手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	退職手当組合負担金
	補正後	千円 18,873	千円 12,856	千円 108,878	千円	千円	千円 1,111	千円 48,360	千円 △ 3,839
	補正前	19,001	14,576	110,025			1,072	46,955	
比 較	△ 128	△ 1,720	△ 1,147			39	1,405	△ 3,839	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明		備 考
給 料	千円 3,572	給与改定に伴う増減分	千円 4,072		千円	給与改定の状況 給与改定率 本組合一般行政職0.2%(国0.2%) 給与改定実施時期 平成29年4月1日
		その他の増減分	△ 500			執行見込みの精査による増減分
職員手当	12,104	制度改定に伴う増減分	11,070	勤勉手当	10,012	勤勉手当の年間支給月額の上上げ 本組合再任用職員以外の職員 1.70月分→1.80月分 (国1.70月分→1.80月分) 本組合再任用職員 0.80月分→0.85月分 (国0.80月分→0.85月分)
		その他の増減分	1,034	期末手当	1,058	給与改定による増
				扶養手当	390	執行見込みの精査による増減分
				住居手当	571	
				期末手当	△ 314	
				寒冷地手当	208	
				管理職手当	1,311	
				時間外勤務手当	4,313	
				特殊勤務手当	△ 55	
				夜間勤務手当	△ 128	
				通勤手当	△ 1,720	
				休日勤務手当	△ 1,147	
				管理職員特別勤務手当	39	
				児童手当	1,405	
				退職手当組合負担金	△ 3,839	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当たり給与

補正前に同じ

イ. 初任給

区 分		一般行政職等	備 考
本組合	大学卒	円	構成市町村の給与条例に基づく
	短大卒3	円	
	短大卒2	円	
	高校卒	円	
国	大学卒	179,200 円	
	短大卒	156,800 円	
	高校卒	147,100 円	

ウ. 級別職員数

補正前に同じ

エ. 昇給

補正前に同じ

オ. 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等 による加算	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	()	()	()		構成市町村の給与条例に基づく
前年度					
国の制度	(1.075) 2.125	(1.225) 2.275	(2.30) 4.40	あり	

※()は再任用職員

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤続の者 <small>月分</small>	25 年 勤続の者 <small>月分</small>	35 年 勤続の者 <small>月分</small>	最高限度 <small>月分</small>	その他の加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.58250	49.59000	49.59000	定年前早期退職特例措置 [2%~45%加算]	
国の制度	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例措置 [1%~45%加算]	

キ. 特殊勤務手当

補正前に同じ

ク. その他の手当

補正前に同じ

寄附に関する一覧表

□ 寄 附 金

目 的	寄附金額	寄 附 者 及 び 寄 附 金 額
火災予防啓発資器材購入費	100 千円	・本別町在住者 100,000円
合 計	100 千円	1 件

※寄附者の匿名希望によるものである。

平成 30 年度とかち広域消防事務組合一般会計予算

平成 30 年度とかち広域消防事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,006,993 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

とかち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
5. 分担金及び負担金		5,834,979
	5. 分担金	5,834,979
10. 使用料及び手数料		1,793
	10. 手数料	1,793
15. 国庫支出金		28,934
	5. 国庫補助金	28,934
25. 繰越金		74,567
	5. 繰越金	74,567
30. 諸収入		28,520
	5. 預金利子	36
	10. 雑入	28,484
35. 組合債		38,200
	5. 組合債	38,200
歳 入 合 計		6,006,993

歳出

款	項	金額
		千円
5. 議会費		902
	5. 議会費	902
10. 総務費		20,366
	5. 総務管理費	20,277
	10. 監査委員費	89
15. 消防費		566,783
	5. 消防費	566,783
20. 消防施設費		187,359
	5. 消防施設費	187,359
25. 公債費		30,069
	5. 公債費	30,069
30. 職員費		5,199,514
	5. 職員給与関係費	5,199,514
40. 予備費		2,000
	5. 予備費	2,000
歳 出 合 計		6,006,993

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(新 規)

事 項	期 間	限 度 額
北海道市町村備荒資金組合防災資機材の譲渡代金 (本別)	平成30年度から平成34年度まで	千円 13,670

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
化学消防ポンプ自動車Ⅱ型整備事業 (本別)	千円 38,200	普通貸借もしくは 証券発行	8.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借入 れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 並びに株式会社日本政 策金融公庫資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件に により、銀行その他の資金の場合にはそ の債権者との協定によるものとする。た だし、組合財政の都合により据置期間及 び償還期限を変更し、もしくは低利債に 借換又は繰上償還をすることができる。
合 計	38,200			

とかち広域消防事務組合職員給与条例制定について
とかち広域消防事務組合職員給与条例を次のように制定する。

平成30年2月28日提出

とかち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

とかち広域消防事務組合職員給与条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、とかち広域消防事務組合（以下「組合」という。）の一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与支給の根拠)

第2条 職員には、この条例の定めるところにより、給料その他の給与を支給し、この条例によらないでは、いかなる給与も支給しない。

(給与の支払)

第3条 この条例に基づく給与は、その全額を、通貨で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第4条 組合長は、次に掲げるものについては、給与から控除することができる。

- (1) とかち広域消防事務組合職員福利厚生会の会費及び同会が行う事業に係る徴収金
- (2) 勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預金等
- (3) 個人型確定拠出年金の掛金
- (4) 北海道市町村職員福祉協会に納付すべき掛金、償還金その他徴収金
- (5) 団体取扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- (6) その他組合長が適当と認めるもの

(死亡職員の給与)

第5条 この条例により給与を受ける職員が死亡した場合においては、その職員に支給すべき給与は、職員の遺族又は職員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者に支給する。

2 前項の遺族に対する支給順位は、規則で定める。

第2章 給料

(職員の給料)

第6条 職員の給料は、行政職給料表（別表第1）に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによる。

3 前項の規定により定める職務のほか、等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして組合長が別に定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(給料決定の基準)

第7条 職員の職務の級は、前条第2項及び第3項の規定により定める職務の級の分類基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号俸は、組合長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は組合長が別に定める基準に従い決定する。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定により短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者が当該短時間勤務をしないとした場合に受けるべき給料月額に、とちぎ広域消防事務組合運営に関する条例(平成27年条例第1号。以下「運営条例」という。)第8条第1項の規定により準用する帯広市職員の勤務時間等に関する条例(昭和26年帯広市条例第5号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(再任用職員の給料)

第9条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料)

第10条 運営条例第8条第2項の規定により準用する帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年帯広市条例第25号。以下「任期付職員条例」という。)第3条の規定により採用された職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 育児休業法第18条第1項及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第11条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。

2 前項に規定する給与期間の給料支給日は、規則で定める。

(給料支給の始期及び終期)

第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第2条第5項、第7項及び第8項の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、当該勤務しないことが次の各号に掲げる場合であるときは、この限りでない。

(1) 勤務時間条例第3条の5に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第4条第1項に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第4条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第4条第1項に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第4条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始による休日等」という。)及び勤務時間条例第6条から第8条までに規定する有給休暇の承認を受けた場合

(2) 運営条例第8条第1項の規定により準用する職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年帯広市条例第3号)の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合(当該免除の期間中無給とされた場合を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、傷病(公務又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第40条第1項において同じ。)によるものを除く。)の療養のため勤務時間条例第7条に規定する病気休暇の承認を受けた職員については、当該病気休暇の最初の日から起算して引き続き90日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、日割りをもつて給料の半額を減ずる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 前条、第26条、第27条及び第28条の勤務1時間当たりの給与額は、給料月額並びにこれに対する地域手当及び寒冷地手当の月額合計額に12を乗じ、その額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第4条に定める休日に勤務時間として割り振られた時間を控除して得た時間を基準として1年間の勤務時間数として規則で定めるもので除した額とする。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(昇給の基準)

第15条 職員の昇給は、組合長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として組合長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて組合長が別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

第3章 その他の給与

(管理職手当)

第16条 管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する者については、その特殊性に基づき、その者の受ける給料の100分の20を超えない範囲において、管理職手当を支給する。

(扶養手当支給の範囲)

第17条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

(扶養親族の範囲)

第18条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(扶養手当の月額)

第19条 扶養手当の月額は、前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第20条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を組合長に届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第18条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当支給の始期及び終期）

第21条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（制約）

第22条 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、その金額を返還させ、なお、爾後の手当は、これを支給しないことがある。

（扶養手当の支給方法）

第23条 扶養手当の支給方法については、給料支給の例による。

（地域手当）

第24条 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体か

ら派遣された職員で組合長が指定する職員には、国家公務員又は他の地方公共団体の職員の例に準じて月額地域手当を支給する。

(住居手当)

第25条 住居手当の支給に関する事項は、職員が組合を組織する地方公共団体の区域において初めて消防職員となった際の勤務地の属する市町村（以下「所属市町村」という。）の当該事項が規定されている条例の規定を準用する。

2 前項に規定するもののほか、第37条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅（職員住宅その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものの住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額に相当する額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額に相当する額

(時間外勤務手当)

第26条 職員が正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第8項の規定により、あらかじめ同条第6項又は第7項の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、1週間の勤務時間が38時間45分を超えることとなった者に限る。）には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額

を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第2条第5項、第7項及び第8項の規定に基づく週休日における勤務のうち勤務時間条例に基づく規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（前項に規定する規則で定める時間における勤務を除く。以下この条において「第3項勤務」という。）の時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第3条の5第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項各号に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第27条 祝日法による休日等（勤務時間条例第2条第5項及び第7項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第4条第1項に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第2条第7項及び第8項の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第28条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第29条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円を超え

ない範囲において、規則で定める宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第26条及び第28条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第30条 第16条に規定する職員のうち、管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として組合長が指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(寒冷地手当)

第31条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下本条において「基準日」という。)に在職する職員に対して寒冷地手当を支給する。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

2 寒冷地手当の額は、基準日における次の表に掲げる地域に在勤する職員の世帯等の区分に応じた額とする。

地域	世帯等の区分		金額
広尾町	世帯主である職員	扶養親族のある職員	23,360円
		その他の世帯主である職員	13,060円
	その他の職員		8,800円
広尾町以外	世帯主である職員	扶養親族のある職員	26,380円
		その他の世帯主である職員	14,580円
	その他の職員		10,340円

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第34条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(以下この条から第34条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これら基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（育児短時間勤務職員等については給料月額を算出率で除して得た額。次項及び第35条第3項において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

（期末手当の支給制限）

第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止）

第34条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑

事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合（2）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、法第49条の3に規定する一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - （1）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - （2）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - （3）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果、基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況等に応じて、規則で定めるところにより、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて

得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第36条 通勤手当の支給に関する事項は、職員の所属市町村の当該事項が規定されている条例の規定を準用する。ただし、所属市町村を異にして人事異動した職員のうち、通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で次に掲げる職員には、次項及び第3項に規定する通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で、規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項ただし書の規定による通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用した通勤距離が、次に掲げる距離の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- | | | |
|---|------------------------|-------------------------------|
| ア | 片道5キロメートル未満 | 5,400円 |
| イ | 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 | 7,600円 |
| ウ | 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 | 10,200円 |
| エ | 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 | 12,800円 |
| オ | 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 | 15,500円 |
| カ | 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 | 18,100円 |
| キ | 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 | 20,900円 |
| ク | 片道35キロメートル以上 | 23,500円に5キロメートルごと2,600円を加算した額 |
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道（以下「高速道路」という。）の利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 高速道路に係る通勤手当 1か月につき、規則で定めるところにより算出したその者の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、20,000円を上限とする。
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

(単身赴任手当)

第37条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第38条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援に従事した職員には、特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,680円とする。

（適用除外）

第39条 第17条から第23条まで、第25条及び第31条の規定は、再任用職員には適用しない。

- 2 第17条から第23条まで、第25条、第31条及び第37条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 3 第26条から第28条までの規定は、第16条に規定する職員には適用しない。

（休職者の給与）

第40条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患その他規則で定める疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が運営条例第8条第1項の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年帯広市条例第34号）第2条の2の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 法第28条第2項又は帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の2の規定により

休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給与の支給日)

第41条 この章に規定する給与の支給日は、規則で定める。

第4章 補則

(臨時職員等に対する給与)

第42条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の給与については、この条例による給与との均衡を考慮して組合長がこれを定める。

(施行細目)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第11条、第25条、第27条、第28条、第30条、第36条から第38条まで、第41条、附則第2条から第4条まで及び附則第6条から第8条までの規定は平成30年4月1日から、その他の規定は平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成30年4月1日の前日までに、とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第1号）の規定による改正前の運営条例附則第13項の規定及び附則第8条の規定による廃止前のとかち広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例（平成28年条例第6号）（次条において「旧給与条例の規定」という。）の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、平成30年4月1日においてそれぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。

(給与の内払)

第3条 平成30年4月1日の前日までに、旧給与条例の規定に基づいて支払われた給与は、平成30年4月1日においてこの条例の規定による給与の内払いとみなす。

(既存職員等に関する特例)

第4条 当分の間、平成30年3月31日から引き続き在職する職員及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新たに職員となった者並びに平成31年4月1日以降に新たに採用となった者のうち、他の職員との間に不均衡が生じると組合長が認める者（以下これらの者を「既存職員等」という。）の給与に関する事項は、第11条、第25条、第28条、第36条から第38条まで及び第41条の規定に関する事項並びに第3項の規定を除き、当該既存職員等の所属市町村の当該事項が規定されている条例の規定を準用する。この場合において、第27条及び第30条の規定に関する事項が当該既存職員の所属市町村の条例に当該事項が規定されていない場合は、この条例の当該規定を適用することができる。

- 2 当分の間、既存職員等に対する第27条及び第28条の規定の適用については、第27条及び第28条中「第14条第1項」とあるのは、「附則第4条第1項」とする。
- 3 当分の間、既存職員等の特殊勤務手当は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる所属市町村に属する既存職員等に、附則別表に規定する種類、基準、額及び支給を受ける者の範囲において支給することができる。ただし、第38条に規定する特殊勤務手当を

支給するときは、当該基準に規定する月額の手当を除き、支給しない。

- (1) 第1区分 音更町、土幌町、上土幌町及び鹿追町
- (2) 第2区分 新得町、清水町及び芽室町
- (3) 第3区分 中札内村、更別村、大樹町及び広尾町
- (4) 第4区分 幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町
- (5) 第5区分 本別町、足寄町及び陸別町

(給与の調整)

第5条 任命権者は、この条例の施行に伴い、平成31年4月1日から新たに職員となった者(附則第4条第1項に規定する者を除く。)と既存職員等との間に不均衡が生じている場合には、他の職員との権衡を考慮し、組合長が別に定める基準により所要の調整を行うものとする。

(とちか広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 とちか広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第13項見出し中「給与」を「旅費」に改め、同項中「第2号」を「第1号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附則第14項を削る。

附則第15項中「第14項」を「第13項」に改め、同項を附則第14項とする。

(とちか広域消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 とちか広域消防事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条中「運営条例附則第13項の規定により準用する給与に関する事項が規定されている条例(以下「給与条例」という。)の規定に基づく期末手当の」を「とちか広域消防事務組合職員給与条例(平成30年条例第1号。以下「給与条例」という。)第32条第1項に規定する」に改め、同条第2項中「給与条例の規定に基づく勤勉手当の」を「給与条例第35条第1項に規定する」に改める。

第21条中「給与条例の」を「給与条例第13条の」に、「給与条例に」を「給与条例第14条第1項に」に、「給料」を「給与」に改める。

附則第3項を次のように改める。

(部分休業をしている既存職員等の給与の取扱いに関する読替え)

- 3 当分の間、平成30年3月31日から引き続き在職する職員及び平成30年4月1日から平成31年3月31日までに新たに職員となった者並びに平成31年4月1日以降に新たに採用となった者のうち、他の職員との間に不均衡が生じると組合長が認める者(以下この項においてこれらの者を「既存職員等」という。)に対する第21条の規定の適用については、同条中「第14条第1項」とあるのは、「附則第4条第1項」とする。

(とちか広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例の廃止)

第8条 とちか広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例は、廃止する。

附則別表（附則第4条関係）

1 第1区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
災害出動手当	1回	500円	火災又は救助のため出動した職員
深夜勤務手当	1回	1,000円	深夜における正規の勤務時間が5時間を超える職員
	1回	700円	深夜における正規の勤務時間が2時間以上、かつ、5時間以下の職員
	1回	400円	深夜における正規の勤務時間が2時間未満の職員
救急出場手当	1回	300円	救急業務のため救急車等で出場した職員
分遣所勤務手当	1回	1,000円	分遣所において夜間を通して勤務した職員
備考			
1 火災には水害又は地震等の災害を含む。			
2 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。			
3 災害鎮圧後に引き続き行う原因調査に従事したときは、災害出動手当を支給する。ただし、災害鎮圧のための出動に伴う手当と重複支給はしない。			
4 深夜勤務手当は、休日勤務手当及び夜間勤務手当と併給する。ただし、備考第5項の規定により手当の調整をする場合は、この限りでない。			
5 災害出動手当、深夜勤務手当及び救急出場手当は、勤務の実績によって併給又は併給を制限する。			
6 分遣所勤務手当は、深夜勤務手当及び夜間勤務手当と併給しない。			

2 第2区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
災害出動手当	1回	400円	災害に出動した職員
救急出動手当	1回	400円	救急業務に出動した職員
隔日勤務手当	1回	1,500円	勤務を要する日を隔日勤務形態に割り振られて勤務した職員

3 第3区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
深夜勤務手当	1回	730円	深夜における正規の勤務時間が3時間以上の職員
	1回	410円	深夜における正規の勤務時間が3時間未満の職員
災害緊急援助等業務手当	1日	840円	構成市町村以外の地域における災害応急対策に係る業務に従事した職員
備考			
1 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。			

- 2 災害応急対策とは、国又は構成市町村以外の地方公共団体の要請に基づき、異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防除又は拡大の防止のための措置をいう。

4 第4区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
災害手当	1回	400円	災害業務に従事した職員
深夜勤務手当	1回	500円	深夜にわたり正規の勤務時間を勤務した職員
救急救助業務手当	1回	300円	救急救助業務に従事した職員
分遣所勤務手当	月額	10,000円	分遣所において常駐し、消防業務に従事し勤務した職員
備考			
1 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。			
2 分遣所勤務手当は、北海道消防学校及び消防大学校に入校中その他の事由により、月の1日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった職員には支給しない。			

5 第5区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

種類	基準	額	支給を受ける者の範囲
消防業務手当	月額	11,500円	災害、その他危険業務に従事した消防吏員
備考 消防業務手当は、北海道消防学校及び消防大学校に入校中その他の事由により、月の1日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった職員又は管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。			

別表第1 (第6条関係)

行政職給料表

職員 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	132,700	168,600	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	133,700	171,300	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	134,700	173,900	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	135,700	176,500	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	136,500	179,200	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	137,500	180,900	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	138,500	182,600	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	139,600	184,300	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	140,400	185,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	141,400	187,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	142,400	189,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	142,500	191,100	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	142,600	192,700	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	143,700	194,500	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	144,900	196,300	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	146,000	198,100	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	147,100	199,700	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	148,200	201,500	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	149,300	203,300	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	150,400	205,100	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	151,500	206,800	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	152,900	208,600	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	154,200	210,400	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	155,500	212,200	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	156,800	213,600	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	158,300	215,400	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	159,800	217,100	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	161,400	218,900	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	162,700	220,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	164,200	222,300	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	165,700	223,900	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	167,200	225,500	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	168,600	227,000	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	171,300	228,700	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	173,900	230,300	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	176,500	231,900	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	179,200	233,100	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	180,900	234,600	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	182,600	236,000	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	184,300	237,300	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200

41	185,800	238,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	187,600	239,800	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	189,400	240,800	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	191,100	242,000	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	192,700	243,300	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	194,200	244,500	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	468,500
47	195,700	245,700	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	468,800
48	197,200	247,000	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	469,100
49	198,500	247,900	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	469,400
50	199,800	249,300	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	469,700
51	201,100	250,700	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	470,000
52	202,400	252,200	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	470,300
53	203,700	253,600	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	470,600
54	205,000	255,000	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	470,900
55	206,300	256,400	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	471,200
56	207,600	257,700	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	471,500
57	208,800	258,900	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	471,800
58	210,100	260,200	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	211,400	261,600	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	212,700	262,900	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	213,800	264,100	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	214,900	265,200	325,300	364,800	381,300	403,700	444,800	
63	215,900	266,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,100	
64	217,000	267,800	326,900	366,200	382,500	404,300	445,400	
65	218,100	268,800	327,800	366,500	382,900	404,600	445,700	
66	219,100	269,900	328,200	367,200	383,500	404,900	446,000	
67	220,000	271,200	328,900	367,900	384,100	405,200	446,300	
68	221,000	272,500	329,700	368,600	384,700	405,500	446,600	
69	221,500	273,500	330,500	368,900	385,100	405,700	446,900	
70	222,400	274,500	331,200	369,500	385,600	406,000	447,200	
71	223,200	275,400	331,900	370,200	386,100	406,300	447,500	
72	224,100	276,500	332,600	370,800	386,700	406,600	447,800	
73	224,800	277,600	333,100	371,100	387,000	406,800	448,100	
74	225,800	278,600	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	226,600	279,500	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	227,500	280,500	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	228,200	281,100	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	229,000	282,000	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	229,900	282,700	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	231,000	283,600	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	231,700	284,600	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	232,400	285,400	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	233,000	286,200	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	233,800	287,000	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	234,600	287,800	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	235,300	288,300	339,100	377,800	390,900	410,100		
87	236,000	288,700	339,600	378,200	391,200	410,400		

88	236,600	289,200	340,000	378,600	391,400	410,600
89	237,300	289,300	340,300	379,000	391,600	410,800
90	238,100	289,700	340,700	379,500	391,900	
91	238,900	289,900	341,200	379,900	392,200	
92	239,600	290,300	341,600	380,300	392,400	
93	240,200	290,500	341,800	380,600	392,600	
94	240,900	290,700	342,200	381,100	392,900	
95	241,600	291,100	342,700	381,500	393,200	
96	242,300	291,400	343,100	381,900	393,400	
97	242,900	291,700	343,200	382,200	393,600	
98	243,600	292,000	343,700	382,700	393,900	
99	244,300	292,300	344,100	383,100	394,200	
100	245,000	292,700	344,400	383,500	394,400	
101	245,600	293,000	344,700	383,800	394,600	
102	246,100	293,400	345,100	384,300		
103	246,400	293,700	345,500	384,700		
104	246,800	294,100	345,900	385,100		
105	247,100	294,200	346,400	385,400		
106		294,400	346,800			
107		294,800	347,200			
108		295,200	347,600			
109		295,400	348,100			
110		295,700	348,500			
111		296,100	348,800			
112		296,500	349,100			
113		296,700	349,600			
114		297,000	349,900			
115		297,400	350,200			
116		297,700	350,500			
117		297,900	350,800			
118		298,200	351,100			
119		298,600	351,400			
120		298,900	351,700			
121		299,100	352,000			
122		299,500				
123		299,900				
124		300,200				
125		300,300				
126		300,600				
127		300,900				
128		301,300				
129		301,500				
130		301,700				
131		302,000				
132		302,300				
133		302,700				

	134		302,900						
	135		303,200						
	136		303,500						
	137		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500
任期付職員		159,800	199,700	228,900	262,000				

別表第2（第6条関係）

等級別基準職務表

職務の級	消防吏員の標準的な職務	その他の職員の標準的な職務
1級	消防士の職務	係員の職務
2級	消防副士長の職務	主任補又は専門員の職務
3級	消防士長の職務	主任又は主任専門員の職務
4級	消防司令補の職務	係長又は主査の職務
5級	消防司令の職務	課長補佐の職務
6級	消防司令長の職務	課長の職務
7級	1 消防監の職務 2 特に困難な業務を行う消防司令長の職務	次長の職務
8級	1 消防正監の職務 2 特に困難な業務を行う消防監の職務	局長の職務

（説明）

とかち広域消防事務組合の一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めるほか、所要の整備を行うため、本条例を制定するものである。

議案第6号

とち広域消防事務組合運営に関する条例の一部改正について
とち広域消防事務組合運営に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月28日提出

とち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

とち広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例
とち広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように
改正する。

別表中

公平委員会	委員長	年額 18,000円
	委員	年額 16,000円

を

「

公平委員会の委員	日額 11,000円
----------	------------

に改める。」

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説 明)

公平委員会委員の報酬の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

とちち広域消防事務組合消防手数料条例の一部改正について
とちち広域消防事務組合消防手数料条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月28日提出

とちち広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

とちち広域消防事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例
とちち広域消防事務組合消防手数料条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表の2の項を次のように改める。

2 消防法第11条第1項前段の設置の許可申請	製造所	指定数量の倍数（消防法第11条の4第1項に規定する指定数量の倍数をいう。以下この表において同じ。）が10以下のもの	39,000円	
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円	
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円	
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円	
		指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円	
	貯蔵所	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下この表において「危険物令」という。）第2条第1号に規定する屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円	
	危険物令第2条第2号に	指定数量の倍数が100	20,000円	

規定する屋外タンク貯蔵所（以下この表において「屋外タンク貯蔵所」という。）（危険物令第8条の2の3第3項に規定する	以下のもの 指定数量の倍数が100を超え10000以下のもの	26,000円
特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「特定屋外タンク貯蔵所」という。）、危険物令第11条第1項第3号の3に規定する準特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「準特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び危険物令第8条の2第3項第1号に規定する岩盤タンク（以下この表において「岩盤タンク」という。）に係るものを除く。）	指定数量の倍数が10000を超えるもの	39,000円
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		570,000円
特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この表において「危険物規則」という。）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならぬものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この表において「浮き屋根式特定屋	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	880,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,070,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,200,000円

外タンク貯蔵所」とい う。)、浮き蓋付きの特定 屋外貯蔵タンクのうち危 険物規則第22条の2第1 号ハに定める構造を有し なければならないものに 係る特定屋外タンク貯蔵 所(以下この表において 「浮き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所」という。)及び 岩盤タンクに係る屋外タ ンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以 上10万キロリットル未 満のもの	1,520,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が10万キロリットル以 上20万キロリットル未 満のもの	1,780,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が20万キロリットル以 上30万キロリットル未 満のもの	4,070,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が30万キロリットル以 上40万キロリットル未 満のもの	5,340,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上のもの	6,490,000円
浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量 が千キロリットル以上 5千キロリットル未満 のもの	1,180,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が5千キロリットル以 上1万キロリットル未 満のもの	1,410,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が1万キロリットル以 上5万キロリットル未 満のもの	1,580,000円
	危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以 上10万キロリットル未 満のもの	1,940,000円

	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,260,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,550,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,820,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満のもの	5,930,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	7,470,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	10,900,000円
危険物令第2条第3号に規定する屋内タンク貯蔵所		26,000円
危険物令第2条第4号に規定する地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000円
	指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000円
危険物令第2条第5号に規定する簡易タンク貯蔵所		13,000円
危険物令第2条第6号に規定する移動タンク貯蔵所（危険物令第15条第2項に規定する積載式移		26,000円

	動タンク貯蔵所及び危険物令第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。)	
	危険物令第15条第2項に規定する積載式移動タンク貯蔵所又は危険物令第15条第3項の移動タンク貯蔵所	39,000円
	危険物令第2条第7号に規定する屋外貯蔵所	13,000円
取扱所	危険物令第3条第1号に規定する給油取扱所（危険物令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所を除く。）	52,000円
	危険物令第17条第2項に規定する屋内給油取扱所	66,000円
	危険物令第3条第2号イに規定する第1種販売取扱所	26,000円
	危険物令第3条第2号ロに規定する第2種販売取扱所	33,000円
	危険物令第3条第3号に規定する移送取扱所	21,000円
	危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この表において同じ。）が15メートル以下のもの（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7メートル以上のものを除く。）	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカ

		ル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	
		危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
	危険物令第3条第4号に規定する一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
		指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円

別表の6の項を次のように改める。

6 設置の許可に係る消防法第11条の2第1項の規定による検査	危険物令第8条の2第5項に規定する水張検査（以下この表において「水張検査」という。）	容量1万リットル以下のタンク	6,000円
		容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	11,000円
		容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	15,000円
		容量200万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットル

		ルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
危険物令第8条の2第5項に規定する水圧検査（以下この表において「水圧検査」という。）	容量600リットル以下のタンク	6,000円
	容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	11,000円
	容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	15,000円
	容量2万リットルを超えるタンク	15,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
危険物令第8条の2第5項に規定する基礎・地盤検査（以下この表において「基礎・地盤検査」という。）	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000円

	蔵所	
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,900,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,120,000円
危険物令第8条の2第5項に規定する溶接部検査（以下この表において「溶接部検査」という。）	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	530,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	680,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,030,000円

	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,780,000円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,430,000円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,190,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,800,000円
危険物令第8条の2第5項の岩盤タンク検査(以下この表において「岩盤タンク検査」という。)	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	9,320,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	12,600,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	17,300,000円

		蔵所	
--	--	----	--

別表の 8 の項を次のように改める。

8 消防法第14 条の3第1項 又は第2項の 規定による保 安に関する検 査	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係るものを除く。）	危険物の貯蔵最大数量 が千キロリットル以上 5千キロリットル未満 のもの	320,000円
		危険物の貯蔵最大数量 が5千キロリットル以 上1万キロリットル未 満のもの	460,000円
		危険物の貯蔵最大数量 が1万キロリットル以 上5万キロリットル未 満のもの	750,000円
		危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以 上10万キロリットル未 満のもの	1,020,000円
		危険物の貯蔵最大数量 が10万キロリットル以 上20万キロリットル未 満のもの	1,300,000円
		危険物の貯蔵最大数量 が20万キロリットル以 上30万キロリットル未 満のもの	3,150,000円
		危険物の貯蔵最大数量 が30万キロリットル以 上40万キロリットル未 満のもの	3,870,000円
		危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上のもの	4,460,000円
		危険物の貯蔵最大数量	

岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	が40万キロリットル未満のもの	2,690,000円
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	3,230,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	4,830,000円
移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの	70,000円
	危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説 明)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したのでこれを報告する。

平成30年2月28日提出

とちぎ広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月26日

とちぎ広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿

損害賠償の額の決定について

組合は、次により損害を賠償するものとする。

1 理由

平成29年12月5日午後3時08分頃、中川郡幕別町札内中央町319番地の9幕別消防署札内支署敷地内において、組合の消防職員が前部に排土板を取り付けた消防自動車を運転して除雪作業中、後退し右に方向転回したところ、敷地内に駐車していた相手方所有の軽自動車の前部に排土板が接触し、相手方に物的損害が生じたので、その損害を賠償するものである。

2 損害賠償額

金220,931円

3 損害賠償の相手方

中川郡幕別町忠類本町17番地35

辻 千亜紀

4 損害賠償の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。

(説明)

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、これを報告するものである。

平成30年度

とまち広域消防事務組合一般会計予算説明書

とまち広域消防事務組合

目 次

一 般 会 計	1
款. 歳 入	
5. 分担金及び負担金	3
10. 使用料及び手数料	4
15. 国庫支出金	4
25. 繰越金	4
30. 諸収入	4
35. 組合債	5
款. 歳 出	
5. 議会費	6
10. 総務費	6
15. 消防費	7
20. 消防施設費	25
25. 公債費	27
30. 職員費	28
40. 予備費	32
一般会計予算給与費明細書	33
債務負担行為に関する調書	39
地方債に関する調書	40

歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
5. 分担金及び負担金	5,834,979	5,753,222	81,757
10. 使用料及び手数料	1,793	1,686	107
15. 国庫支出金	28,934	10,219	18,715
25. 繰越金	74,567	4,010	70,557
30. 諸収入	28,520	32,583	△4,063
35. 組合債	38,200	2,600	35,600
歳入合計	6,006,993	5,804,320	202,673

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5. 議会費	902	896	6				902
10. 総務費	20,366	18,745	1,621			30	20,336
15. 消防費	566,783	547,301	19,482			5,966	560,817
20. 消防施設費	187,359	124,884	62,475	28,934	38,200		120,225
25. 公債費	30,069	563	29,506				30,069
30. 職員費	5,199,514	5,109,931	89,583			24,317	5,175,197
40. 予備費	2,000	2,000					2,000
歳出合計	6,006,993	5,804,320	202,673	28,934	38,200	30,313	5,909,546

1 歳入

(単位：千円)

款		本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明																																																																																				
項	目				区 分	金 額																																																																																					
5 分担金及び負担金		5,834,979	5,753,222	81,757																																																																																							
5 分担金		5,834,979	5,753,222	81,757																																																																																							
5 消防分担金		5,834,979	5,753,222	81,757	5 消防分担金	5,834,979	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>共通経費</th> <th>個別経費</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>帯 広 市</td><td>295,090</td><td>1,314,159</td><td>1,609,249</td></tr> <tr><td>音 更 町</td><td>63,024</td><td>448,839</td><td>511,863</td></tr> <tr><td>士 幌 町</td><td>15,056</td><td>158,760</td><td>173,816</td></tr> <tr><td>上士幌町</td><td>14,530</td><td>182,217</td><td>196,747</td></tr> <tr><td>鹿 追 町</td><td>14,032</td><td>147,057</td><td>161,089</td></tr> <tr><td>新 得 町</td><td>16,589</td><td>200,416</td><td>217,005</td></tr> <tr><td>清 水 町</td><td>21,328</td><td>267,436</td><td>288,764</td></tr> <tr><td>芽 室 町</td><td>31,675</td><td>289,452</td><td>321,127</td></tr> <tr><td>中札内村</td><td>11,870</td><td>136,258</td><td>148,128</td></tr> <tr><td>更 別 村</td><td>11,400</td><td>135,990</td><td>147,390</td></tr> <tr><td>大 樹 町</td><td>14,444</td><td>162,981</td><td>177,425</td></tr> <tr><td>広 尾 町</td><td>18,119</td><td>203,656</td><td>221,775</td></tr> <tr><td>幕 別 町</td><td>44,577</td><td>487,209</td><td>531,786</td></tr> <tr><td>池 田 町</td><td>17,399</td><td>163,446</td><td>180,845</td></tr> <tr><td>豊 頃 町</td><td>12,782</td><td>155,505</td><td>168,287</td></tr> <tr><td>本 別 町</td><td>16,585</td><td>216,917</td><td>233,502</td></tr> <tr><td>足 寄 町</td><td>16,612</td><td>199,765</td><td>216,377</td></tr> <tr><td>陸 別 町</td><td>10,443</td><td>147,561</td><td>158,004</td></tr> <tr><td>浦 幌 町</td><td>17,741</td><td>154,059</td><td>171,800</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>663,296</td><td>5,171,683</td><td>5,834,979</td></tr> </tbody> </table>	市町村名	共通経費	個別経費	合 計	帯 広 市	295,090	1,314,159	1,609,249	音 更 町	63,024	448,839	511,863	士 幌 町	15,056	158,760	173,816	上士幌町	14,530	182,217	196,747	鹿 追 町	14,032	147,057	161,089	新 得 町	16,589	200,416	217,005	清 水 町	21,328	267,436	288,764	芽 室 町	31,675	289,452	321,127	中札内村	11,870	136,258	148,128	更 別 村	11,400	135,990	147,390	大 樹 町	14,444	162,981	177,425	広 尾 町	18,119	203,656	221,775	幕 別 町	44,577	487,209	531,786	池 田 町	17,399	163,446	180,845	豊 頃 町	12,782	155,505	168,287	本 別 町	16,585	216,917	233,502	足 寄 町	16,612	199,765	216,377	陸 別 町	10,443	147,561	158,004	浦 幌 町	17,741	154,059	171,800	合 計	663,296	5,171,683	5,834,979
市町村名	共通経費	個別経費	合 計																																																																																								
帯 広 市	295,090	1,314,159	1,609,249																																																																																								
音 更 町	63,024	448,839	511,863																																																																																								
士 幌 町	15,056	158,760	173,816																																																																																								
上士幌町	14,530	182,217	196,747																																																																																								
鹿 追 町	14,032	147,057	161,089																																																																																								
新 得 町	16,589	200,416	217,005																																																																																								
清 水 町	21,328	267,436	288,764																																																																																								
芽 室 町	31,675	289,452	321,127																																																																																								
中札内村	11,870	136,258	148,128																																																																																								
更 別 村	11,400	135,990	147,390																																																																																								
大 樹 町	14,444	162,981	177,425																																																																																								
広 尾 町	18,119	203,656	221,775																																																																																								
幕 別 町	44,577	487,209	531,786																																																																																								
池 田 町	17,399	163,446	180,845																																																																																								
豊 頃 町	12,782	155,505	168,287																																																																																								
本 別 町	16,585	216,917	233,502																																																																																								
足 寄 町	16,612	199,765	216,377																																																																																								
陸 別 町	10,443	147,561	158,004																																																																																								
浦 幌 町	17,741	154,059	171,800																																																																																								
合 計	663,296	5,171,683	5,834,979																																																																																								

1 歳入

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		說	明
						区 分	金 額		
10	使用料及び手数料		1,793	1,686	107				
	5	使用料		1	△ 1				
		5 消防使用料		1	△ 1	5 消防使用料		電柱共架収入	
10	手 数 料		1,793	1,685	108				
		5 消防手数料	1,793	1,685	108	5 消防手数料	1,793	危険物規制事務取扱手数料	1,793
								帯広 990 音更 100 鹿追 1 新得 63 清水 30	
								芽室 300 中札内 1 更別 1 大樹 1 広尾 103	
								幕別 50 池田 1 豊頃 10 足寄 141 浦幌 1	
15	国 庫 支 出 金		28,934	10,219	18,715				
	5	国 庫 補 助 金	28,934	10,219	18,715				
		5 消防費国庫補助金	28,934	10,219	18,715	5 消防施設費補助金	28,934	緊急消防援助隊設備整備費補助金	28,934
								上士幌 14,385 新得 14,549	
25	繰 越 金		74,567	4,010	70,557				
	5	繰 越 金	74,567	4,010	70,557				
		5 繰越金	74,567	4,010	70,557	5 前年度繰越金	74,567	前年度繰越金	74,567
								共通 5,618 帯広 38,318 音更 100 士幌 933 上士幌 2,685	
								鹿追 1,702 新得 610 清水 1,500 芽室 300 中札内 1,254	
								更別 3,502 大樹 298 広尾 4,330 幕別 251 池田 5,322	
								豊頃 900 足寄 1,276 陸別 329 浦幌 5,339	
30	諸 収 入		28,520	32,583	△ 4,063				
	5	預 金 利 子	36	37	△ 1				
		5 預金利子	36	37	△ 1	5 預金利子	36	組合預金利子	36
								鹿追 1 芽室 1 中札内 1 更別 1 大樹 1	
								広尾 1 共通 30	

1 歳入

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
10 雑 入	28,484	32,546	△ 4,062			
5 雑 入	28,484	32,546	△ 4,062	5 労働保険料	81	雇用保険個人負担分 帯広 16 新得 6 芽室 12 大樹 14 浦幌 33 81
				10 その他	28,403	その他 28,403 高速道路救急業務支弁金 24,006 音更 4,139 清水 3,725 芽室 3,725 池田 7,451 本別 2,235 足寄 2,235 陸別 496 自動車賠償共済金他 2 更別 1 広尾 1 雑入 4,395 帯広 4,391 清水 1 池田 1 豊頃 1 浦幌 1
35 組 合 債	38,200	2,600	35,600			
5 組 合 債	38,200	2,600	35,600			
5 組 合 債	38,200	2,600	35,600	5 組 合 債	38,200	化学消防ポンプ自動車Ⅱ型整備事業（本別） 38,200
歳 入 合 計	6,006,993	5,804,320	202,673			

2 歳 出

(単位：千円)

款	項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
5	議 会 費	902	896	6				902			
	5 議 会 費	902	896	6				902			
	5 議 会 費	902	896	6				902	1 報 酬	708 組合議員報酬 708	
									9 旅 費	80 費用弁償旅費 80	
									19 負担金補助 及び交付金	114 負担金 114	
10	総 務 費	20,366	18,745	1,621			30	20,336			
	5 総 務 管 理 費	20,277	18,664	1,613			30	20,247			
	5 一 般 管 理 費	19,858	18,602	1,256			30	19,828	1 報 酬	1,800 弁護士報酬 1,200 産業医報酬 600	
							預金利子 30		9 旅 費	1,533 移転旅費 1,168 その他旅費 365	
									10 交 際 費	46 組合長交際費 46	
									11 需 用 費	5,838 消耗品費 2,051 燃料費 1,489 食糧費 36 印刷製本費 200 光熱水費 1,862 修繕料 200	
									12 役 務 費	1,724 通信運搬費 1,452 手数料 196 保険料 76	
									13 委 託 料	6,887 財務会計システム等保守委託 3,671 庁舎管理等業務委託 2,486 ストレスチェック支援業務委託 50 採用試験問題作成委託 680	
									14 使 用 料 及び賃借料	1,902 庁舎管理等賃借料 1,047 複写機賃借料 415 放送受信料 51 車両借上料 389	

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
									19 負担金補助及び交付金	128	負担金	128
	10	公平委員会費	419	62	357			419	1 報酬	330	委員報酬	330
									9 旅費	35	費用弁償旅費	35
									11 需用費	32	消耗品	32
									12 役務費	12	通信運搬費	12
									19 負担金補助及び交付金	10	負担金	10
	10	監査委員費	89	81	8			89				
		5 監査委員費	89	81	8			89	1 報酬	36	委員報酬	36
									9 旅費	22	費用弁償旅費	22
									11 需用費	22	消耗品費	22
									12 役務費	6	通信運搬費	6
									19 負担金補助及び交付金	3	負担金	3
15		消 防 費	566,783	547,301	19,482		5,966	560,817				
	5	消 防 費	566,783	547,301	19,482		5,966	560,817				
		5 消防局費	11,961	4,483	7,478			11,961	8 報償費	120	報償費	120
									9 旅費	1,638	消防学校関係旅費 その他旅費	625 1,013
									10 交際費	65	消防局長交際費	65
									11 需用費	1,138	消耗品費 燃料費 印刷製本費 修繕料	620 277 174 67
									12 役務費	1,056	通信運搬費 手数料 保険料	448 63 545
									18 備品購入費	6,286	救急ワークステーション備品購入費	6,286

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		明 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								19 負担金補助及び交付金	1,633	負担金	1,633
								27 公 課 費	25	自動車重量税	25
	10 指令センター費	103,436	102,493	943			103,436	11 需 用 費	4,367	消耗品費	139
										燃料費	126
										光熱水費	3,682
										修繕料	420
								12 役 務 費	16,942	通信運搬費	16,255
										手数料	625
										保険料	62
								13 委 託 料	80,296	多言語通訳業務委託	324
										保守管理業務等委託	76,300
										地図データ更新委託	3,672
								14 使 用 料 及び賃借料	1,729	ASPサービス等利用料	1,570
										デジタル無線自営線共架料	159
								19 負担金補助 及び交付金	102	無線基地局電気料金負担金	102
	15 帯広消防署費	99,471	95,403	4,068			5,397	1 報 酬	6,331	嘱託職員等報酬	6,331
							手数料 990	8 報 償 費	665	報償費	665
							雑入 4,407	9 旅 費	2,827	消防学校関係旅費	2,428
										その他旅費	399
								11 需 用 費	57,213	消耗品費	15,857
										燃料費	17,502
										印刷製本費	180
										光熱水費	14,644
										修繕料	6,693
										医薬材料費	2,337
								12 役 務 費	8,715	通信運搬費	5,236
										手数料	2,781
										保険料	698

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
					特定財源	一般財源	区分	金額		
									国道支出金	
								13 委託料	10,310	財務会計システム等保守委託 2,090 庁舎管理等業務委託 7,802 職員健康診断等業務委託 108 救急活動事後検証業務委託 255 廃棄物処理委託 55
								14 使用料 及び賃借料	1,614	庁舎管理等賃借料 1,180 複写機等賃借料 260 放送受信料 174
								16 原材料費	8	材料費 8
								18 備品購入費	1,556	機械器具費 1,556
								19 負担金補助 及び交付金	9,233	負担金 9,233
								27 公課費	999	自動車重量税 999
	16 音更消防署費	43,335	40,124	3,211			43,335	8 報償費	273	報償費 273
								9 旅費	2,222	消防学校関係旅費 1,058 その他旅費 1,164
								11 需用費	24,823	消耗品費 9,082 燃料費 8,593 食糧費 45 印刷製本費 50 光熱水費 4,224 修繕料 1,810 医薬材料費 1,019
								12 役務費	4,902	通信運搬費 1,400 手数料 2,555 保険料 947
								13 委託料	7,360	庁舎管理等業務委託 5,463 職員健康診断等業務委託 1,235 救急活動事後検証業務委託 140 その他 522

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		明 説	
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
									14 使 用 料 及び賃借料	1,925	庁舎管理等賃借料 放送受信料 有料道路通行料金	1,844 51 30
									16 原 材 料 費	90	材料費	90
									19 負 担 金 補 助 及び交付金	1,307	負担金	1,307
									27 公 課 費	433	自動車重量税	433
	17 士 幌 消 防 署 費		18,655	17,904	751			18,655	8 報 償 費	70	報償費	70
									9 旅 費	1,162	消防学校関係旅費 その他旅費	375 787
									11 需 用 費	10,610	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 医薬材料費	3,239 3,517 28 62 1,636 1,645 483
									12 役 務 費	2,563	通信運搬費 手数料 保険料	937 1,239 387
									13 委 託 料	968	庁舎管理等業務委託 職員健康診断等業務委託 救急活動事後検証業務委託 廃棄物処理委託	287 636 23 22
									14 使 用 料 及び賃借料	400	複写機等賃借料 放送受信料 有料道路通行料金 その他使用料	300 26 20 54
									16 原 材 料 費	180	材料費	180
									18 備 品 購 入 費	1,710	庁用器具費	110

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明			
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
										機械器具費	1,600		
										19 負担金補助 及び交付金	715	負担金	715
										22 補償補填 及び賠償金	1	損害賠償等	1
										27 公 課 費	276	自動車重量税	276
	18 上士幌消防署費	14,017	12,881	1,136				14,017	9 旅 費	1,459	消防学校関係旅費	667	
											その他旅費	792	
										11 需 用 費	7,845	消耗品費	2,781
											燃料費	2,021	
											食糧費	20	
											印刷製本費	4	
											光熱水費	627	
											修繕料	1,613	
											医薬材料費	779	
										12 役 務 費	1,507	通信運搬費	691
											手数料	598	
											保険料	218	
										13 委 託 料	781	職員健康診断等業務委託	730
											救急活動事後検証業務委託	30	
											廃棄物処理委託	21	
										14 使 用 料 及び賃借料	835	庁舎管理等賃借料	83
											複写機等賃借料	737	
											放送受信料	15	
										18 備 品 購 入 費	571	機械器具費	571
										19 負担金補助 及び交付金	828	負担金	793
											交付金	35	
										22 補償補填 及び賠償金	1	損害賠償等	1
										27 公 課 費	190	自動車重量税	190

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
					特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
					国道支出金	地方債	その他					
19 鹿追消防署費	目	12,478	13,458	△ 980			2	12,476	8 報 償 費	18	報償費	18
							1		9 旅 費	437	消防学校関係旅費	249
							1				その他旅費	188
							1		11 需 用 費	6,226	消耗品費	1,072
											燃料費	2,452
											食糧費	10
											印刷製本費	12
											光熱水費	1,527
											修繕料	749
											医薬材料費	404
									12 役 務 費	1,706	通信運搬費	864
											手数料	546
											保険料	296
									13 委 託 料	2,104	庁舎管理等業務委託	1,437
			職員健康診断等業務委託	644								
			救急活動事後検証業務委託	23								
	14 使 用 料 及び賃借料	489	複写機等賃借料	432								
			放送受信料	33								
			有料道路通行料金	24								
	16 原 材 料 費	10	材料費	10								
	18 備品購入費	692	庁用器具費	183								
			機械器具費	509								
	19 負担金補助 及び交付金	448	負担金	438								
			交付金	10								
	22 補償補填 及び賠償金	1	損害賠償等	1								
	27 公 課 費	347	自動車重量税	347								
20 新得消防署費	目	13,595	12,762	833			63	13,532	8 報 償 費	100	報償費	100
							63		9 旅 費	1,008	消防学校関係旅費	611
											その他旅費	397

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								10 交 際 費	30	署長交際費	30
								11 需 用 費	8,167	消耗品費	2,507
										燃料費	2,621
										食糧費	9
										印刷製本費	5
										光熱水費	1,809
										修繕料	545
										医薬材料費	671
								12 役 務 費	1,995	通信運搬費	922
										手数料	550
										筆耕翻訳料	5
										保険料	518
								13 委 託 料	1,002	庁舎管理等業務委託	515
										職員健康診断等業務委託	437
										救急活動事後検証業務委託	32
										廃棄物処理委託	18
								14 使 用 料 及 び 賃 借 料	464	庁舎管理等賃借料	26
										複写機等賃借料	408
										放送受信料	30
								16 原 材 料 費	10	材料費	10
								18 備 品 購 入 費	219	庁用器具費	30
										機械器具費	189
								19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	467	負担金	467
								22 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	30	損害賠償等	30
								27 公 課 費	103	自動車重量税	103
21	清 水 消 防 署 費	26,703	30,487	△ 3,784			31	8 報 償 費	60	報償費	60
							手数料	9 旅 費	1,521	消防学校関係旅費	1,233
							30			その他旅費	288

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
						雑入					
						1					
								10 交 際 費	30	署長交際費	30
								11 需 用 費	15,092	消耗品費	4,449
										燃料費	2,407
										食糧費	5
										印刷製本費	38
										光熱水費	6,497
										修繕料	1,196
										医薬材料費	500
								12 役 務 費	3,449	通信運搬費	1,203
										手数料	1,814
										筆耕翻訳料	7
										保険料	425
								13 委 託 料	2,107	庁舎管理等業務委託	1,453
										職員健康診断等業務委託	617
										救急活動事後検証業務委託	27
										廃棄物処理委託	10
								14 使 用 料 及び賃借料	1,806	庁舎管理等賃借料	1,386
										複写機等賃借料	365
										放送受信料	37
										有料道路通行料金	18
								16 原 材 料 費	5	材料費	5
								18 備 品 購 入 費	1,360	機械器具費	1,360
								19 負 担 金 補 助 及び交付金	1,005	負担金	788
										交付金	217
								22 補 償 補 填 及び賠償金	30	損害賠償等	30
								27 公 課 費	238	自動車重量税	238
22 芽室消防署費	34,657	31,073	3,584			301	34,356	9 旅 費	2,127	消防学校関係旅費	1,381
						手数料				その他旅費	746
						300		10 交 際 費	50	署長交際費	50

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
							預金利子 1				
								11 需用費	19,988	消耗品費	10,220
										燃料費	4,006
										食糧費	30
										印刷製本費	50
										光熱水費	2,468
										修繕料	1,906
										医薬材料費	1,308
								12 役 務 費	3,553	通信運搬費	1,605
										広告料	21
										手数料	1,526
										保険料	401
								13 委 託 料	2,585	庁舎管理等業務委託	1,378
										職員健康診断等業務委託	385
										救急活動事後検証業務委託	45
										廃棄物処理委託	52
										その他委託料	225
								14 使 用 料 及び賃借料	1,886	庁舎管理等賃借料	663
										複写機等賃借料	1,161
										放送受信料	15
										有料道路通行料金	47
								16 原 材 料 費	8	材料費	8
								18 備 品 購 入 費	2,735	機械器具費	2,735
								19 負 担 金 補 助 及び交付金	1,289	負担金	1,289
								22 補 償 補 填 及び賠償金	30	損害賠償等	30
								27 公 課 費	406	自動車重量税	406
	23 中札内消防署費	14,300	10,224	4,076				9 旅 費	743	消防学校関係旅費	383
							手数料			その他旅費	360
							1	11 需 用 費	7,700	消耗品費	3,886

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
							預金利子 1				燃料費 1,528	
											印刷製本費 29	
											光熱水費 1,151	
											修繕料 853	
											医薬材料費 253	
									12 役 務 費	1,362	通信運搬費 542	
											手数料 582	
											保険料 238	
									13 委 託 料	960	庁舎管理等業務委託 391	
											職員健康診断等業務委託 523	
											救急活動事後検証業務委託 18	
											廃棄物処理委託 27	
											その他委託料 1	
									14 使 用 料 及 び 賃 借 料	244	庁舎管理等賃借料 10	
											複写機等賃借料 208	
											放送受信料 26	
									16 原 材 料 費	117	材料費 117	
									18 備 品 購 入 費	2,213	庁用器具費 67	
											機械器具費 2,146	
									19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	580	負担金 510	
											交付金 70	
									22 補 償 補 填 及 び 賠 償 金	1	損害賠償等 1	
									27 公 課 費	380	自動車重量税 380	
	24 更 別 消 防 署 費		10,398	10,832	△ 434			3	10,395	9 旅 費	726	消防学校関係旅費 458
												その他旅費 268
									11 需 用 費	5,402	消耗品費 1,902	
												燃料費 1,113
												食糧費 6
												印刷製本費 16

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
							雑入 1			光熱水費 1,392	
								12 役 務 費	1,415	修繕料 394	
										医薬材料費 579	
										通信運搬費 786	
										手数料 499	
										保険料 130	
								13 委 託 料	872	庁舎管理等業務委託 420	
										職員健康診断等業務委託 420	
										救急活動事後検証業務委託 20	
										廃棄物処理委託 12	
								14 使 用 料 及び賃借料	758	庁舎管理等賃借料 96	
										複写機等賃借料 636	
										放送受信料 26	
								18 備 品 購 入 費	723	庁用器具費 107	
										機械器具費 616	
								19 負 担 金 補 助 及び交付金	501	負担金 501	
								22 補 償 補 填 及び賠償金	1	損害賠償等 1	
25	大樹消防署費	15,137	14,236	901			16 手数料 1 預金利子 1 雑入 14	9 旅 費	1,055	消防学校関係旅費 650	
										その他旅費 405	
								11 需 用 費	7,670	消耗品費 1,702	
										燃料費 2,588	
										食糧費 6	
										印刷製本費 11	
										光熱水費 1,675	
										修繕料 1,248	
										医薬材料費 440	
								12 役 務 費	2,442	通信運搬費 790	
										手数料 1,480	

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		明		
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	説
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
											保険料	172	
									13 委 託 料	1,167	庁舎管理等業務委託	783	
											職員健康診断等業務委託	361	
											救急活動事後検証業務委託	23	
									14 使 用 料 及 び 賃 借 料	521	庁舎管理等賃借料	21	
											複写機等賃借料	467	
											放送受信料	33	
									18 備 品 購 入 費	1,295	庁用器具費	427	
											機械器具費	868	
									19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	864	負担金	864	
									27 公 課 費	123	自動車重量税	123	
	26 広尾消防署費		19,557	19,021	536			105 手数料	19,452	9 旅 費	825	消防学校関係旅費	693
								103 預金利子				その他旅費	132
								1 雑入		11 需 用 費	9,330	消耗品費	1,939
												燃料費	3,742
												印刷製本費	36
												光熱水費	2,346
												修繕料	973
												医薬材料費	294
									12 役 務 費	2,416	通信運搬費	845	
											手数料	1,210	
											筆耕翻訳料	9	
											保険料	352	
									13 委 託 料	3,433	庁舎管理等業務委託	2,532	
											職員健康診断等業務委託	824	
											救急活動事後検証業務委託	23	
											廃棄物処理委託	54	
									14 使 用 料 及 び 賃 借 料	733	複写機等賃借料	697	
											放送受信料	36	

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		明 説	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
								18 備品購入費	1,600	機械器具費	1,600
								19 負担金補助 及び交付金	778	負担金	628
										交付金	150
								22 補償補填 及び賠償金	1	損害賠償等	1
								27 公 課 費	441	自動車重量税	441
	27 幕別消防署費	29,113	25,135	3,978			29,113	8 報 償 費	23	報償費	23
								9 旅 費	733	消防学校関係旅費	421
										その他旅費	312
								11 需 用 費	16,871	消耗品費	6,646
										燃料費	4,372
										食糧費	6
										印刷製本費	64
										光熱水費	3,381
										修繕料	1,475
										医薬材料費	927
								12 役 務 費	4,503	通信運搬費	1,924
										手数料	1,675
										保険料	904
								13 委 託 料	3,896	庁舎管理等業務委託	2,484
										職員健康診断等業務委託	1,307
										救急活動事後検証業務委託	77
										廃棄物処理委託	28
								14 使 用 料 及び賃借料	648	庁舎管理等賃借料	54
										複写機等賃借料	495
										放送受信料	44
										有料道路通行料金	55
								16 原 材 料 費	58	材料費	58
								18 備品購入費	309	機械器具費	309

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
					特定財源			一般財源	区分		金額
					国道支出金	地方債	その他				
								22 補償補填及び賠償金	30	損害賠償等	30
								27 公課費	118	自動車重量税	118
	29 豊頃消防署費	17,724	15,070	2,654			11	8 報償費	40	報償費	40
							10	9 旅費	1,519	消防学校関係旅費	583
							10			その他旅費	936
							1	11 需用費	10,282	消耗品費	3,317
										燃料費	2,704
										食糧費	50
										印刷製本費	30
										光熱水費	2,172
										修繕料	1,461
										医薬材料費	548
								12 役務費	2,324	通信運搬費	861
										手数料	1,057
										保険料	406
								13 委託料	1,116	庁舎管理等業務委託	326
										職員健康診断等業務委託	593
										救急活動事後検証業務委託	24
										廃棄物処理委託	173
								14 使用料及び賃借料	470	庁舎管理等賃借料	46
										複写機等賃借料	402
										放送受信料	22
								18 備品購入費	1,014	機械器具費	1,014
								19 負担金補助及び交付金	467	負担金	467
								22 補償補填及び賠償金	30	損害賠償等	30
								27 公課費	462	自動車重量税	462

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		明 明		
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
30	本 別 消 防 署 費	12,651	13,419	△ 768				12,651	9 旅 費	1,226	消防学校関係旅費	756
											その他旅費	470
									11 需 用 費	6,706	消耗品費	2,064
											燃料費	2,342
											食糧費	9
											印刷製本費	75
											修繕料	1,257
											医薬材料費	959
									12 役 務 費	1,817	通信運搬費	634
											手数料	854
		保険料	329									
13 委 託 料	746	職員健康診断等業務委託	663									
		救急活動事後検証業務委託	60									
		廃棄物処理委託	23									
14 使 用 料 及び賃借料	65	庁舎管理等賃借料	40									
		放送受信料	15									
		有料道路通行料金	10									
18 備品購入費	1,087	庁用器具費	46									
		機械器具費	1,041									
19 負担金補助 及び交付金	736	負担金	736									
27 公 課 費	268	自動車重量税	268									
31	足 寄 消 防 署 費	19,002	21,687	△ 2,685				19,002	8 報 償 費	30	報償費	30
									9 旅 費	1,763	消防学校関係旅費	258
											その他旅費	1,505
									10 交 際 費	20	署長交際費	20
		11 需 用 費	9,942	消耗品費	3,889							
				燃料費	2,142							
				食糧費	44							
				印刷製本費	247							

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
										光熱水費	2,659
										修繕料	382
										医薬材料費	579
								12 役 務 費	2,271	通信運搬費	747
										手数料	1,159
										保険料	365
								13 委 託 料	966	職員健康診断等業務委託	880
										救急活動事後検証業務委託	60
										廃棄物処理委託	26
								14 使 用 料 及び賃借料	132	複写機等賃借料	106
										放送受信料	26
								18 備 品 購 入 費	1,163	機械器具費	1,163
								19 負 担 金 補 助 及び交付金	2,659	負担金	2,659
								27 公 課 費	56	自動車重量税	56
	32 陸 別 消 防 署 費	15,989	17,385	△ 1,396			15,989	8 報 償 費	28	報償費	28
								9 旅 費	1,510	消防学校関係旅費	273
										その他旅費	1,237
								11 需 用 費	8,091	消耗品費	2,977
										燃料費	2,307
										食糧費	48
										印刷製本費	60
										光熱水費	1,508
										修繕料	941
										医薬材料費	250
								12 役 務 費	2,282	通信運搬費	1,270
										手数料	633
										保険料	379
								13 委 託 料	1,827	庁舎管理等業務委託	1,327
										職員健康診断等業務委託	473

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
											救急活動事後検証業務委託	27
									14 使 用 料 及び賃借料	360	庁舎管理等賃借料	20
											複写機等賃借料	307
											放送受信料	33
									18 備品購入費	1,109	庁用器具費	596
											機械器具費	513
									19 負担金補助 及び交付金	592	負担金	592
									27 公 課 費	190	自動車重量税	190
	33 浦 幌 消 防 署 費		19,033	18,715	318			35	9 旅 費	1,244	消防学校関係旅費	846
								手数料			その他旅費	398
								1	10 交 際 費	50	署長交際費	50
								雑入				
								34	11 需 用 費	9,786	消耗品費	2,244
											燃料費	3,345
											食糧費	10
											印刷製本費	25
											光熱水費	2,016
											修繕料	1,588
											医薬材料費	558
									12 役 務 費	2,780	通信運搬費	1,604
											手数料	851
											保険料	325
									13 委 託 料	1,408	庁舎管理等業務委託	796
											職員健康診断等業務委託	589
											救急活動事後検証業務委託	23
									14 使 用 料 及び賃借料	2,401	庁舎管理等賃借料	1,747
											複写機等賃借料	590
											放送受信料	26
											有料道路通行料金	38
									16 原 材 料 費	10	材料費	10

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明		
					特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額				
									国 道 支 出 金		地 方 債	そ の 他
20	新得消防施設費	39,825	899	38,926	14,549			25,276	9 旅 費	5	中間検査旅費	5
									11 需 用 費	506	消耗品費	10
											修繕料	496
									12 役 務 費	36	手数料	27
											保険料	9
									13 委 託 料	357	設計等委託料	357
									14 使 用 料 及び賃借料	11	消防施設用地借上料	11
									18 備 品 購 入 費	38,877	災害対応特殊救急自動車	27,246
											高度救命処置用資機材	9,611
											救急訓練用資器材	2,020
		27 公 課 費	33	自動車重量税	33							
21	清水消防施設費	354	1,794	△ 1,440				354	11 需 用 費	354	消耗品費	37
											修繕料	317
22	茅室消防施設費	11,832	5,974	5,858				11,832	12 役 務 費	46	手数料	46
									18 備 品 購 入 費	11,786	機械器具費	11,786
23	中札内消防施設費	33	28	5				33	11 需 用 費	33	消耗品費	33
24	更別消防施設費	50	45,264	△ 45,214				50	11 需 用 費	50	修繕料	50
26	広尾消防施設費	100	35,429	△ 35,329				100	11 需 用 費	100	修繕料	100
27	幕別消防施設費	3,333	5,422	△ 2,089				3,333	11 需 用 費	147	修繕料	147
									15 工 事 請 負 費	3,186	電気設備更新工事	3,186
28	池田消防施設費	3,700		3,700				3,700	12 役 務 費	2,000	手数料	2,000
									18 備 品 購 入 費	1,700	機械器具費	1,700
29	豊頃消防施設費	50	1,778	△ 1,728				50	11 需 用 費	50	修繕料	50
30	本別消防施設費	74,811	3,879	70,932		38,200		36,611	9 旅 費	45	中間検査旅費	45
									12 役 務 費	833	手数料	768

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明			
					特定財源			一般財源	区分		金額		
					国道支出金	地方債	その他						
										保険料	65		
										13 委託料	6	6 高圧ガス容器管理委託料	6
										14 使用料 及び賃借料	11	11 有料道路使用料	11
										18 備品購入費	73,776	化学消防ポンプ自動車	73,774
										27 公課費	140	備荒資金譲渡代返還	2
	31 足寄消防施設費		2,006	△ 2,006						19 負担金補助 及び交付金		自動車重量税	140
												負担金	
	32 陸別消防施設費	11,474	4,293	7,181				11,474		11 需用費	86	消耗品費	86
										15 工事請負費	11,388	施設修繕工事等	11,388
	33 浦幌消防施設費	3,100	6,376	△ 3,276				3,100		15 工事請負費	3,100	施設修繕工事等	3,100
	25 公債費	30,069	563	29,506				30,069					
	5 公債費	30,069	563	29,506				30,069					
	5 元金	29,967		29,967				29,967		23 償還金利子 及び割引料	29,967	償還金元金	29,967
												帯広 20,097 音更 9,870	
	10 利子	102	563	△ 461				102		23 償還金利子 及び割引料	102	一時借入金利子	1
												共通	1
												償還金利子	101
												帯広 12 音更 6 清水 26	
												大樹 35 広尾 22	

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明			
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
30	職 員 費		5,199,514	5,109,931	89,583			24,317	5,175,197					
	5	職 員 給 与 関 係 費	5,199,514	5,109,931	89,583			24,317	5,175,197					
		5	職 員 給 与 費	5,199,514	5,109,931	89,583		24,317	5,175,197	2	給 料	1,634,351	給料	1,634,351
								手数料 292						
								雑入 24,025						

内訳	
共通	104,555
帯広	51,001
音更	178,332
士幌	59,703
上士幌	61,205
鹿追	58,641
新得	69,141
清水	103,680
芽室	99,266
中札内	54,753
更別	56,739
大樹	67,451
広尾	86,663
幕別	190,056
池田	67,292
豊頃	61,307
本別	71,866
足寄	78,712
陸別	50,738
浦幌	63,250
計	1,634,351

2 歳出

(単位：千円)

款	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明																																												
				特定財源			一般財源	区分		金額																																											
				国道支出金	地方債	その他																																															
							3 職員手当等	1,527,480	職員手当等 1,527,480																																												
									<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>共通</td><td>78,545</td></tr> <tr><td>帯広</td><td>41,851</td></tr> <tr><td>音更</td><td>159,594</td></tr> <tr><td>士幌</td><td>60,141</td></tr> <tr><td>上士幌</td><td>63,165</td></tr> <tr><td>鹿追</td><td>56,002</td></tr> <tr><td>新得</td><td>63,694</td></tr> <tr><td>清水</td><td>103,589</td></tr> <tr><td>芽室</td><td>109,451</td></tr> <tr><td>中札内</td><td>48,154</td></tr> <tr><td>更別</td><td>51,611</td></tr> <tr><td>大樹</td><td>57,179</td></tr> <tr><td>広尾</td><td>72,098</td></tr> <tr><td>幕別</td><td>193,760</td></tr> <tr><td>池田</td><td>63,351</td></tr> <tr><td>豊頃</td><td>56,163</td></tr> <tr><td>本別</td><td>71,832</td></tr> <tr><td>足寄</td><td>76,046</td></tr> <tr><td>陸別</td><td>49,241</td></tr> <tr><td>浦幌</td><td>52,013</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,527,480</td></tr> </tbody> </table>	内訳		共通	78,545	帯広	41,851	音更	159,594	士幌	60,141	上士幌	63,165	鹿追	56,002	新得	63,694	清水	103,589	芽室	109,451	中札内	48,154	更別	51,611	大樹	57,179	広尾	72,098	幕別	193,760	池田	63,351	豊頃	56,163	本別	71,832	足寄	76,046	陸別	49,241	浦幌	52,013	計	1,527,480
内訳																																																					
共通	78,545																																																				
帯広	41,851																																																				
音更	159,594																																																				
士幌	60,141																																																				
上士幌	63,165																																																				
鹿追	56,002																																																				
新得	63,694																																																				
清水	103,589																																																				
芽室	109,451																																																				
中札内	48,154																																																				
更別	51,611																																																				
大樹	57,179																																																				
広尾	72,098																																																				
幕別	193,760																																																				
池田	63,351																																																				
豊頃	56,163																																																				
本別	71,832																																																				
足寄	76,046																																																				
陸別	49,241																																																				
浦幌	52,013																																																				
計	1,527,480																																																				

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明																																												
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額																																											
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他																																															
									4 共 済 費	592,785	共済費	592,785																																											
											<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>共通</td><td>37,576</td></tr> <tr><td>帯広</td><td>17,838</td></tr> <tr><td>音更</td><td>61,004</td></tr> <tr><td>士幌</td><td>20,379</td></tr> <tr><td>上士幌</td><td>24,309</td></tr> <tr><td>鹿追</td><td>21,255</td></tr> <tr><td>新得</td><td>27,264</td></tr> <tr><td>清水</td><td>38,240</td></tr> <tr><td>芽室</td><td>34,348</td></tr> <tr><td>中札内</td><td>20,174</td></tr> <tr><td>更別</td><td>20,597</td></tr> <tr><td>大樹</td><td>23,393</td></tr> <tr><td>広尾</td><td>29,551</td></tr> <tr><td>幕別</td><td>71,148</td></tr> <tr><td>池田</td><td>26,207</td></tr> <tr><td>豊頃</td><td>21,072</td></tr> <tr><td>本別</td><td>26,092</td></tr> <tr><td>足寄</td><td>29,557</td></tr> <tr><td>陸別</td><td>20,844</td></tr> <tr><td>浦幌</td><td>21,937</td></tr> <tr><td>計</td><td>592,785</td></tr> </tbody> </table>	内訳		共通	37,576	帯広	17,838	音更	61,004	士幌	20,379	上士幌	24,309	鹿追	21,255	新得	27,264	清水	38,240	芽室	34,348	中札内	20,174	更別	20,597	大樹	23,393	広尾	29,551	幕別	71,148	池田	26,207	豊頃	21,072	本別	26,092	足寄	29,557	陸別	20,844	浦幌	21,937	計	592,785
内訳																																																							
共通	37,576																																																						
帯広	17,838																																																						
音更	61,004																																																						
士幌	20,379																																																						
上士幌	24,309																																																						
鹿追	21,255																																																						
新得	27,264																																																						
清水	38,240																																																						
芽室	34,348																																																						
中札内	20,174																																																						
更別	20,597																																																						
大樹	23,393																																																						
広尾	29,551																																																						
幕別	71,148																																																						
池田	26,207																																																						
豊頃	21,072																																																						
本別	26,092																																																						
足寄	29,557																																																						
陸別	20,844																																																						
浦幌	21,937																																																						
計	592,785																																																						

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明													
						特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額												
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他																
									7 賃 金	9,584	賃金	9,584												
											<table border="1"> <tr><td></td><td>内訳</td></tr> <tr><td>帯広</td><td>3,428</td></tr> <tr><td>新得</td><td>2,023</td></tr> <tr><td>芽室</td><td>4,133</td></tr> <tr><td>計</td><td>9,584</td></tr> </table>		内訳	帯広	3,428	新得	2,023	芽室	4,133	計	9,584			
	内訳																							
帯広	3,428																							
新得	2,023																							
芽室	4,133																							
計	9,584																							
									19 負担金補助 及び交付金	1,435,314	負担金補助及び交付金	1,435,314												
											<table border="1"> <tr><td></td><td>内訳</td></tr> <tr><td>共通</td><td>311,502</td></tr> <tr><td>帯広</td><td>1,123,807</td></tr> <tr><td>新得</td><td>2</td></tr> <tr><td>芽室</td><td>3</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,435,314</td></tr> </table>		内訳	共通	311,502	帯広	1,123,807	新得	2	芽室	3	計	1,435,314	
	内訳																							
共通	311,502																							
帯広	1,123,807																							
新得	2																							
芽室	3																							
計	1,435,314																							

2 歳 出

(単位：千円)

款	項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
40	予 備 費	2,000	2,000				2,000				
	5 予 備 費	2,000	2,000				2,000				
	5 予 備 費	2,000	2,000				2,000	29 予 備 費	2,000	予備費 消防局 100 署所分 1,900 (19消防署×100千円)	
歳 出 合 計		6,006,993	5,804,320	202,673	28,934	38,200	30,313	5,909,546			

平成30年度 とかち広域消防事務組合
一般会計予算 給与費明細書

1. 特別職

区 分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	退職手当	総 計
		報 酬	給 料	期末手当	寒冷地手当	計				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
本年度	長 等									
	議 員	38	708			708		708	708	
	そ の 他	11	8,497			8,497	367	8,864	8,864	
	計	49	9,205			9,205	367	9,572	9,572	
前年度	長 等									
	議 員	38	702			702		702	702	
	そ の 他	10	6,924			6,924	351	7,275	7,275	
	計	48	7,626			7,626	351	7,977	7,977	
比 較	長 等									
	議 員		6			6		6	6	
	そ の 他	1	1,573			1,573	16	1,589	1,589	
	計	1	1,579			1,579	16	1,595	1,595	

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費			共済費 (B)	合計 (A+B)
		給料	職員手当	計 (A)		
本年度	(2) 人 488	千円 1,630,375	千円 1,526,452	千円 3,156,827	千円 590,305	千円 3,747,132
前年度	(1) 474	1,586,714	1,471,728	3,058,442	549,756	3,608,198
比較	(1) 14	43,661	54,724	98,385	40,549	138,934

※ () は再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員数(外書き)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当
	本年度	千円 77,055	千円 86,659	千円 387,073	千円 266,857	千円 51,168	千円 35,018	千円 92,453	千円 35,367
	前年度	72,550	84,988	375,236	244,637	49,621	34,216	89,237	30,372
	比較	4,505	1,671	11,837	22,220	1,547	802	3,216	4,995
	区分	夜間勤務手当	通勤手当	休日勤務手当	地域手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	退職手当組合負担金
	本年度	千円 13,310	千円 12,257	千円 116,745	千円	千円 720	千円 1,351	千円 49,830	千円 300,589
	前年度	19,001	14,576	110,025			1,072	46,955	299,242
	比較	△ 5,691	△ 2,319	6,720		720	279	2,875	1,347

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 43,661	給与改定に伴う増減分	千円 3,490	千円	給与改定の状況 給与改定率 本組合一般行政職0.2%(国0.2%) 実施時期 平成29年4月1日
		昇給に伴う増加分	9,385		
		その他の増減分	30,786		
職員手当	54,724	制度改定に伴う増減分	14,898	勤勉手当 14,898	勤勉手当の年間支給月額の上上げ 本組合再任用職員以外の職員 1.70月分→1.80月分 本組合再任用職員 0.80月分→0.85月分
		その他の増減分	39,826		職員の異動等に係る増減分

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職等
平成30年 1月1日現在	平均給料月額	281,696 円
	平均給与月額	394,914 円
	平均年齢	36歳11月
平成29年 1月1日現在	平均給料月額	281,860 円
	平均給与月額	388,610 円
	平均年齢	36歳3月

※平均給与月額には12月の実績に係る手当も含む。

イ. 初任給

区 分	一般行政職等	備 考	
本組合	大学卒	円	構成市町村の 給与条例に基づく
	短大卒3	円	
	短大卒2	円	
	高校卒	円	
国	大学卒	179,200 円	
	短大卒	156,800 円	
	高校卒	147,100 円	

ウ. 級別職員数

区 分	級	一般行政職等	
		職員数	構成比
平成30年 1月1日現在	1級	() 人 126	() % 26.5
	2級	() 56	() 11.8
	3級	(1) 121	() 25.5
	4級	() 97	() 20.4
	5級	() 47	() 9.9
	6級	() 28	() 5.9
	7級	()	()
	8級	()	()
	計	(1) 475	() 100.0
	平成29年 1月1日現在	1級	() 人 130
2級		() 43	() 9.3
3級		() 123	() 26.6
4級		() 96	() 20.7
5級		() 44	() 9.5
6級		() 27	() 5.8
7級		()	()
8級		()	()
計		() 463	() 100.0

※()は再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員の職員数及び構成比(外書き)

エ.昇給

区 分		一般行政職等	
本年度	職 員 数 (A) (人)	475	
	昇給に係る職員数(B) (人)	438	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1
		2号給 (人)	22
		3号給 (人)	8
		4号給 (人)	377
		6号給 (人)	3
		7号給 (人)	10
		8号給 (人)	17
比 率 (B) / (A) (%)	92.2%		
前年度	職 員 数 (A) (人)	463	
	昇給に係る職員数(B) (人)	418	
	号給数別内訳	2号給 (人)	22
		3号給 (人)	13
		4号給 (人)	346
		6号給 (人)	11
		7号給 (人)	5
		8号給 (人)	21
	比 率 (B) / (A) (%)	90.3%	

オ. 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務 の級等による加算	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	()	()	()		構成市町村の給与条例に基づく
前年度					
国の制度	(1.075) 2.125	(1.225) 2.275	(2.30) 4.40	あり	

※()は再任用職員

カ. 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤続の者	25 年 勤続の者	35 年 勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例措置 [2%～45%加算]	
国の制度	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例措置 [1%～45%加算]	

キ. 特殊勤務手当

区 分	一般行政職等
給料総額に対する比率	1.6 %
支給対象職員の比率 (平成30年1月1日)	66.7 %
代表的な特殊勤務 手当の名称	○災害出動手当 ○深夜勤務手当

※平成29年12月実績分による。

ク. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	一部異なる	構成市町村の給与条例に基づく
通勤手当	一部異なる	自家用車等の交通用具使用者

債務負担行為で当該年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度の支出予定額並びに翌年度以降の支出予定額に関する調書

(単位:千円)

議決年月日	事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度支出予定額			翌年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	金 額	左の財源内訳		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						特定財源	一般財源			国道支出金	地方債	その他	
平 28. 2.26	清掃業務委託 (音更)	24,995	平28~29 2	7,350	3,801		3,801	平31~32 2	7,598				7,598
平 28. 2.26	北海道市町村備荒資金組合 (音更)	1,661	平28~29 2	1,108	553		553						
平 28. 2.26	庁舎用電話機器賃貸借事業 (芽室)	731	平28~29 2	374	187		187	平31 1	170				170
平 28. 2.26	パソコン賃貸借事業 (芽室)	1,011	平28~29 2	674	337		337						
平 29. 2.28	清掃業務委託 (帯広)	16,149	平29	2,686	2,726		2,726	平31~33 3	8,423				8,423
平 30. 2	北海道市町村備荒資金組合 (本別)	13,670			2		2	平31~34 4	13,668				13,668

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	平成28年度末現在高	平成29年度末現在高見込額	平成30年度中増減見込額				平成30年度末現在高見込額	
			平成30年度中起債見込額	平成30年度中元利償還見込額				
				元	金利	子計		
消防施設整備事業債	60,800		38,200			61	61	99,000
一般事業		2,000				3	3	2,000
緊急防災・減災事業債	161,300			29,967		37	30,004	131,333
一般会計合計	222,100	2,000	38,200	29,967		101	30,068	232,333